

富田林市
こどもの権利にかかる
関係団体等アンケート調査
結果報告書



とんだばやし
こどもの
権利条例

令和7年3月
富田林市

目 次

I アンケート調査概要.....	1
1 調査の目的	1
2 調査の対象者・期間・配布方法	1
3 調査の回収結果.....	1
4 調査の項目	2
5 報告書の見方.....	3
II アンケート調査結果全体から見える傾向.....	4
III アンケート調査結果.....	6
1 こどもの状況について	6
2 こどもに対する支援の状況・課題について	20
3 こどもの権利について	33
4 こどものセーフガーディング	45
5 富田林市への期待・意見	47
IV 調査票	55

I アンケート調査概要

I 調査の目的

本市では、市全体でこどもの権利を理解・尊重し、こどもの最善の利益を図りながら、こども一人ひとりの成長を促進する社会の実現に向けて、「富田林市こどもの権利条例」の制定をめざしています。取り組みにあたっては、こどもたちと接する機会の多い関係団体等から普段の活動を通じてみえてくる様々な課題についてこどもの権利の視点をふまえ、より詳細にこどもの状況把握につなげるとともに、こどもの権利を保障する責務を有する関係団体等の意識や活動の現状を、こどもの権利の観点からたずねるアンケート調査を実施しました。

2 調査の対象者・期間・配布方法

- ◇調査対象者：富田林市内または近隣自治体のこどもに関わる関係団体等
- ◇調査期間：令和6年10月3日（木）～10月21日（月）
- ◇調査方法：WEB配布・WEB回収、郵送または直接手渡しによる回答
（施設・団体の代表・長の方など、活動全般を管理・把握されている方が回答）

3 調査の回収結果

- ◇配布数：98件
- ◇有効回収数：74件
- ◇有効回収率：75.5%

分野ごとに選出した関係団体等に調査を実施し、回答をいただきました。

- ◇こども関係施設（児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センターなど）
：18団体配布、16団体回収
- ◇こども関係団体（こども食堂、フリースクール、外国人支援を行う団体など）
：33団体配布、19団体回収
- ◇こども関係機関（学校、幼稚園・保育園、子ども家庭センター）
：41団体配布、35団体回収
- ◇相談関係者（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、里親など）
：6団体配布、4団体回収

4 調査の項目

1 こどもの状況について

問1 貴施設・団体のこどもについて、日頃の活動を通じて、こどもの状況で何か気になっていることがあれば教えてください。

2 こどもに対する支援の状況・課題について

問2 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

問3 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。

問4 他施設・団体や市（教育や福祉等）との連携・交流において、どのような課題がありますか。また、連携・交流したいと考えている機関などがありますか。

3 こどもの権利について

問5 貴施設・団体では普段こどもと関わったり、支援したりするときに、「こどもの権利」を意識していますか。

問6 貴施設・団体が運営にあたり意識している「こどもの権利」を教えてください。

問7 貴施設・団体では、こどもの権利に関係する研修等の取り組みを実施していますか。実施している場合は、内容・対象・頻度・課題について教えてください。

問8 貴施設・団体では、こどもの意見表明権と関係するような取り組みをされていますか？ありましたら、その内容についてお聞かせください。

4 こどものセーフガーディング

問9 貴施設・団体では、「こどものセーフガーディング」（たとえば、団体内における大人からこどもへの人権侵害の予防・対応策として、ガイドラインの策定、相談・連絡先の指定とこどもたちへの伝達、ボランティアスタッフへの研修・注意喚起等）について取り組んでいますか？

5 富田林市への期待・意見

問10 市が、こどもの権利に関する条例を制定し、こどもの参加を促進したり、こども施策の充実をはかったりすることに関して、期待することは何ですか？

問11 「（仮称）富田林市こどもの権利条例」全般についてのご意見をご記入ください。

問12 最後に、アンケートにご協力いただきました関係団体等の方に、アンケートの内容をもとに、今後追加で市の担当によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。調査にご協力いただくことはできますか。

5 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- 自由意見に関しては、分野別に意見を抜粋したものを表にまとめましたが、1団体で複数の分野にわたる意見があった場合は、それぞれ1件としてカウントしています。
- 「子ども」「子供」は「こども」へ、「障害」は「障がい」と表記を統一しています。また、自由記述の一部の漢字表記についても変更をしている箇所があります。

本調査の視点〔学校〕と〔学校以外〕について

本調査では、〔学校〕と〔学校以外〕という項目を設けて分析を行いました。

〔学校〕は、多くのこどもたちが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、教職員がこどもたちと継続的・日常的に関わり、学習指導のみならず生徒指導や進路指導等を通じて、こどもの成長・発達を幅広い視点から支援しています。

一方、〔学校以外〕の機関・施設・団体は、それぞれ異なる専門性や目的をもって、こどもや家庭に関わっています。これらの機関等は、〔学校〕とは異なる立場や視点から、こどもの多様なニーズに対応し、支援を行っています。

このように、〔学校〕と〔学校以外〕では、こどもとの関わり方や支援の在り方、こどもを取り巻く課題への対応方法等において、それぞれ特色があると考えられます。こうした違いを踏まえることで、よりこどもの権利に関する現状や課題を把握できると考え、調査を行いました。

したがって、分析においては、義務教育の公立・私立の小学校、中学校および高等学校を〔学校〕とし、学校を除いた「こども関係機関」、「こども関係施設」、「こども関係団体」、「相談関係者」をまとめて〔学校以外〕という2つの区分に分けています。

Ⅱ アンケート調査結果全体から見える傾向

1. こどもを取り巻く環境と課題は複雑化している

アンケート調査結果から、こどもたちは様々な課題に直面していることが明らかになりました。特に、こどもの状況で気になっていることでは、「家族との関係性」について、[学校]・[学校以外]の区分を問わず 7 割を超える回答があり、最も高い関心事となっています（P7）。また、6割を超える団体が、虐待、ひきこもりや不登校、障がいのあるこども、学校での生活について気になっていることと回答しており、こどもたちの課題の多様性がうかがえます（P7）。

こうした課題は単独で存在するのではなく、互いに関連し合っていることが推察できます。例えば、家族との関係性の悪化が不登校につながったり、貧困が家族関係に影響を与えたりするなど、多角的な視点からの支援が必要とされています。

さらに、[学校]では9割の回答が「ひきこもりや不登校」を最も気になることとしているのに対して、[学校以外]では「家族との関係性」が 70.5%と最も高くなっています。それぞれの立場によって、こどもたちの状況を捉える視点の違いがあることから、これらをふまえた包括的な支援の必要性がうかがえます（P7）。

2. 団体等はこどもの権利に対する高い意識と実践への意欲を持っている

施設・団体の 97.3%が「こどもの権利を意識している（意識している＋少し意識している）」と回答しており、権利意識の高さがうかがえます（P33）。特に[学校]では 93.3%が「意識している」と回答し、[学校以外]より 15 ポイント以上高くなっています（P34）。また、運営にあたり意識している権利としては「差別の禁止」91.9%、「生存・発達の権利」90.5%、「いじめを含む暴力や差別の禁止」89.2%が上位を占めており、こどもの安心・安全な生活環境の確保に関連する権利が重視されています（P35）。

一方で、「こどもの権利について学べること」への意識は 63.5%と相対的に低く、[学校]では 76.7%、[学校以外]では 54.5%となっています（P35）。これは、こどもが自らの権利を知り、学ぶ機会のさらなる創出が今後の課題であることを示唆しています。

また、こどもの権利に関する研修等については、「取り組んでいる」43.2%と「これから取り組みたい」40.5%を合わせると 83.7%に達します（P37）。セーフガーディングについても、「取り組んでいる」40.5%と「これから取り組みたい」44.6%を合わせると 85.1%となり、こどもの権利を実践的に保障しようとする前向きな姿勢が読み取れます（P45）。今後は、この姿勢を実践につなげるためのさらなる取り組みが期待されます。

3. こどもの意見表明と参加を促進する多様な取り組みが実施されている

こどもの意見表明権に関する取り組みでは、45.9%が「取り組んでいる」と回答しています（P41）。[学校]・[学校以外]で分けてみると、[学校]では 63.3%が実施しており、[学校以外] 34.1%よりも高い実施率となっています。「今後取り組みたい」という回答は[学校以外]で 36.4%と、高い意欲が示されていることが分かりました（P42）。

また、アンケート調査結果では、具体的な取り組みとして、目安箱や意見箱の設置、アンケートの実施、児童会・生徒会活動、意見表明のための専門委員会の設置など、様々な手法でこ

どもの声を聴く工夫がなされています。特に注目すべき点は、直接意見を言いにくい場合の配慮として、匿名での意見表明の場や、アドボケイトの活用など、こども一人ひとりの特性や状況に合わせた意見表明の機会を創出していることです。さらに、単に意見を聴くだけでなく、その意見に対するフィードバックの重要性も認識されています。

今後は、こどもの意見表明権に関する既存の取り組みをさらに主流化し、こどもが自分の意見が尊重され、実際の変化につながっていることを実感できる仕組みづくりが重要だと考えられます。

4. 多くの関係団体が連携に関する課題と重要性の認識を持っている

こどもやその家庭への支援において、多くの関係団体が日常的な変化の察知と、必要に応じた専門機関との連携を重視していることが分かります。特に、複雑な課題を抱えるこどもや家庭に対しては、単一の団体だけでは十分な支援が困難であり、各専門機関がそれぞれの強みを生かした総合的な支援体制の構築が求められています。

しかし、団体間の連携においては、タイミングよく連携が取れない、情報共有の課題、公的機関の対応の遅さなどの課題も指摘されました。情報交換の場の設定など、より円滑な連携のための体制整備の必要性がうかがえます。

連携・交流を希望する機関として、[学校]では困難な状況に置かれている家庭への支援ができる機関などの専門機関をあげているのに対し、[学校以外]では専門機関のほか、行政機関、学校、ソーシャルワーカーや地区の民生委員など多岐にわたっています（P29～32）。これは、こどもに関する課題が多様化・複雑化しており、より包括的な支援を行う必要がある現状を反映しているものと考えられます。

5. 条例への期待として、社会全体の意識改革・相談場所の設置が求められている

富田林市こどもの権利条例制定への期待に関しては、こどもの安心・安全の確保、こどもの意識変化、居場所づくり、行政施策の充実、こどもの意見表明や主体性の尊重、具体的な施策展開など多様な期待が寄せられています。特に、[学校以外]では「大人の意識変化」や「周知啓発」の重要性も指摘されており、こどもの権利保障のためには大人も含め、地域全体の意識改革が不可欠であるという認識が示されています（P47～53）。

条例の内容や運用については、形だけのものにせず、実効性のある支援につなげることや、こどもの意見を実際に反映させること、継続的な普及啓発活動の重要性などが指摘されています。また、「こどもの権利について学べること（こどもの権利を知る権利）」の認識がやや低い（全体で 63.5%）ことから（P35）、こども自身が自らの権利を知り、適切に行使できるようにするための教育や啓発の強化が求められています。こどもと大人がともに学び、成長し、互いを尊重し合う社会の実現に向けて、条例制定を契機とした地域全体の変革への期待が表れています。

また、高校卒業・施設退所後のこどもと大人の「はざま」にいるこどもに対する具体的な支援の難しさや、こどもの悩みを受け取ることができる人や場所の必要性があげられています。こうした指摘から、団体間の連携強化、こどもの意見表明権の保障、「はざま」にあるこどもへの支援を行い、さらに、高い専門性と第三者性に基づく「相談・救済機関」の設置も視野に入れていくことで、すべてのこどもの権利が守られるまちの実現をめざしていく必要があると考えます。

Ⅲ アンケート調査結果

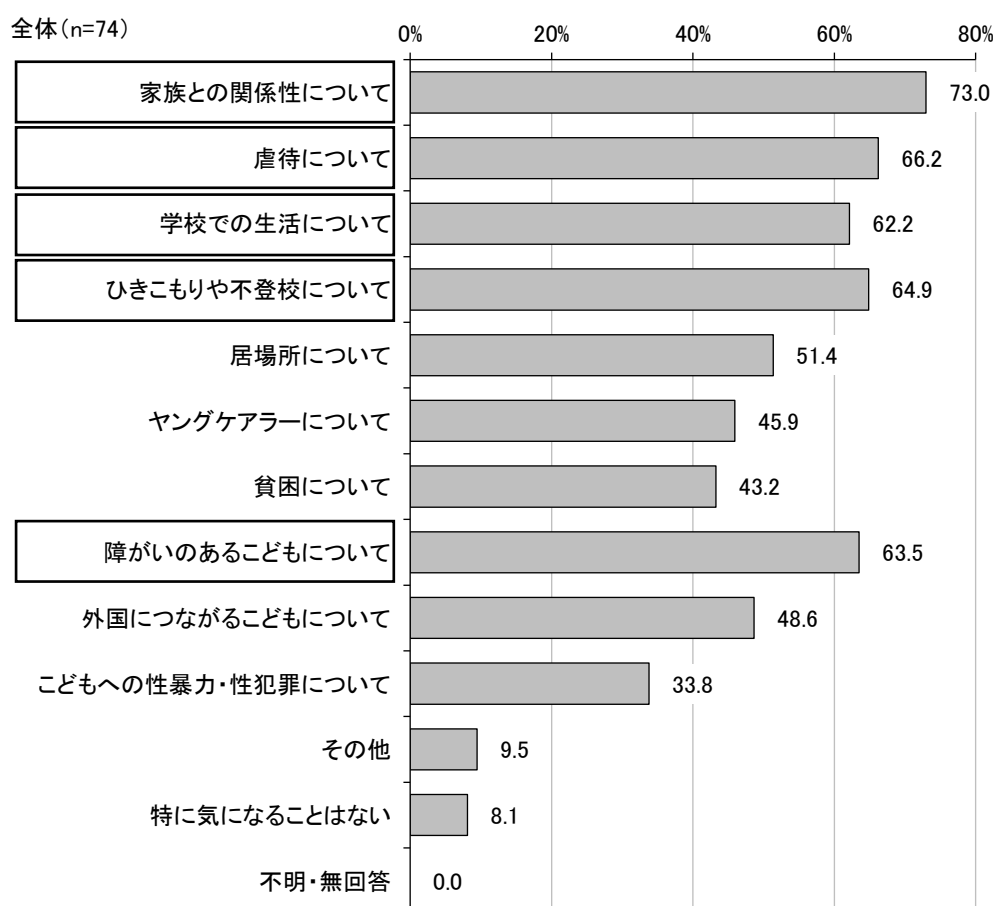
Ⅰ こどもの状況について

(1) こどもの状況で気になっていること(複数回答)

〔問1 貴施設・団体のこどもについて、日頃の活動を通じて、こどもの状況で何か気になっていることがあれば教えてください。(あてはまるものすべてを選択)〕

施設・団体が気になっているこどもの状況としては、「家族との関係性について」が73.0%と最も高く、次いで、「虐待について」が66.2%、「ひきこもりや不登校について」が64.9%、「障がいのあるこどもについて」が63.5%、「学校での生活について」が62.2%と、6割を上回る回答となっています。

また、施設・団体が多くの選択肢において多様な課題を感じていることも分かります(P9～19)。

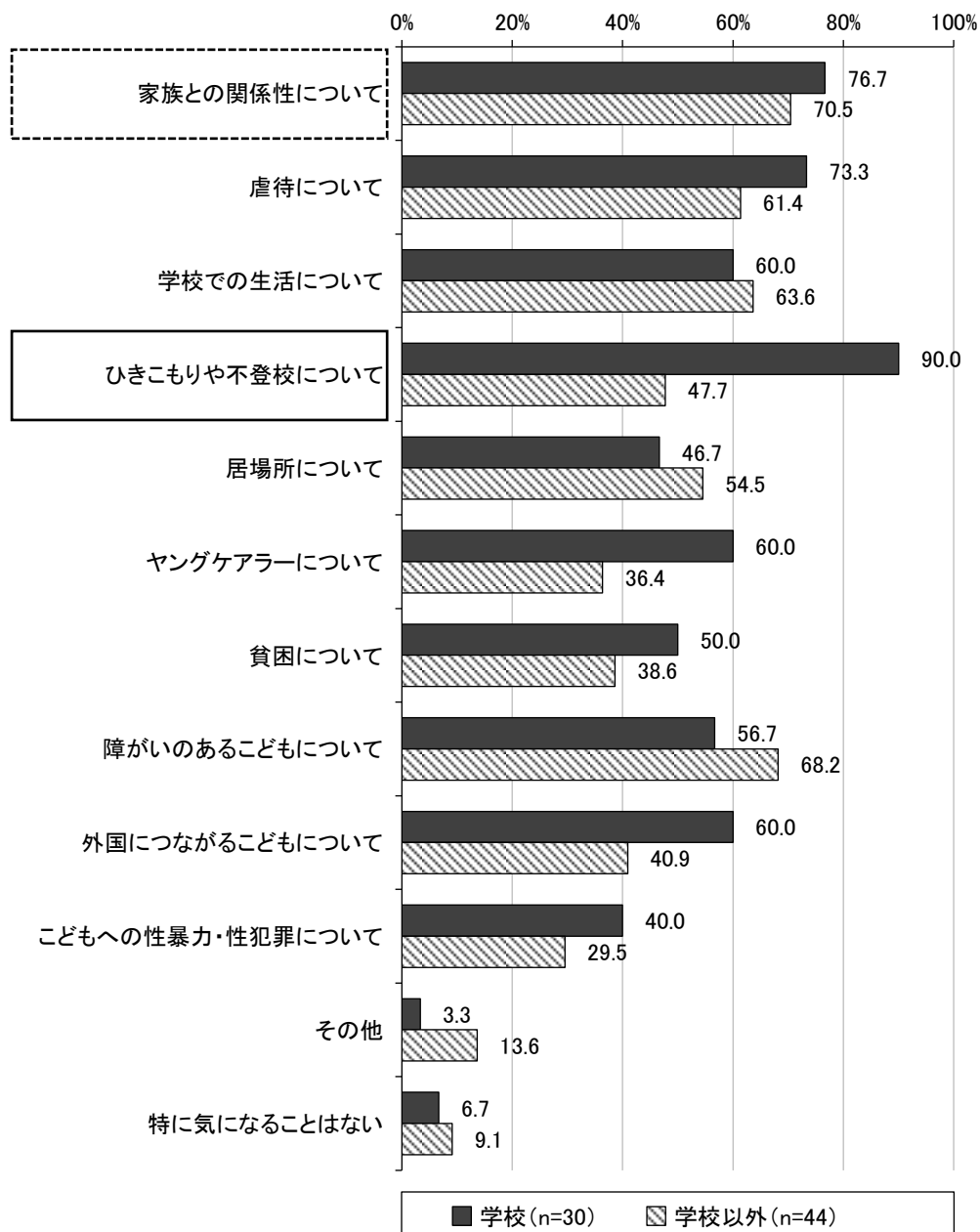


学校と学校以外の比較：こどもの状況で気になっていること

問1の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では「ひきこもりや不登校について」が90.0%と最も高く、「学校以外」よりも40ポイント以上高くなっており、気になっていることの違いがみられます。

また、「学校以外」では「家族との関係性について」の70.5%が最も高くなっています。

「家族との関係性について」は「学校」、「学校以外」を問わず7割を上回っており、気になるこどもの状況として高くなっています。



（２）問１で回答した選択肢の具体例や問題と感ずる点など（自由回答）

〔問１ 上記（問１）で回答した選択肢について、具体例や問題と感ずる点などについて記入してください。〕

問１で回答した内容の具体的なこどもに対する支援の状況や課題について、各選択肢（１～１１）の回答件数は次のとおりです。

全体では「２．虐待について」が２４件と最も高く、次いで、「１．家族との関係性について」が２２件、「４．ひきこもりや不登校について」が２１件となっています。

詳細については、項目ごとに記載をしました。

内容	学校	学校 以外	合計 件数
１．家族との関係性について	５	１７	２２
２．虐待について	７	１７	２４
３．学校での生活について	５	１２	１７
４．ひきこもりや不登校について	１０	１１	２１
５．居場所について	３	１１	１４
６．ヤングケアラーについて	５	７	１２
７．貧困について	３	１０	１３
８．障がいのあるこどもについて	４	１３	１７
９．外国につながるこどもについて	６	１０	１６
１０．こどもへの性暴力・性犯罪について	２	５	７
１１．その他	１	７	８

問1で回答した選択肢「1. 家族との関係性について」の回答の詳細について

「1. 家族との関係性について」の具体例や問題点については、[学校]では5件、[学校以外]では17件（こども関係施設7件、こども関係団体4件、こども関係機関（学校を除く）4件、相談関係者2件）から詳細回答を得ました。

[学校]では、こども本人と保護者に対する回答が多くあげられています。[学校以外]では、それだけにとどまらず、こどもを取り巻く家庭環境（離婚や親の不仲など）や兄弟姉妹についての内容が多くあげられていることから、こどもだけでなく、大人を取り巻く環境も影響していると考えられます。

内容	
学校	5
・親から切り離されたこども。 ・実親との関係で今後の事が話せる関係性になれば。 ・保護者へのアプローチを多様な方法で考え、どう実践していくか。	
	など
学校以外	17
◆こども関係施設（7件）	
・両親の不仲によるこどもへの影響が出ている。 ・こどもの特性への理解の薄さ・無関心。 ・措置児童の家族再調整の困難さ。 ・ひとり親家庭が増えてきている中で「安心できる存在」「落ち着く存在」が一人しかいない状況になっている。 ・家族関係の再構築。 ・障がいのあるこどもの子育て及びその兄弟姉妹の育児等に苦慮し、孤立していると感じることが多い。	
	など
◆こども関係団体（4件）	
・家庭に居場所がない。きょうだい差別がある。 ・親が外国籍のこどもは国籍の問題や社会での差別などを感じている。 ・家族内でのこどもの居場所や親子関係などが気になる。 ・両親の離婚後、どちらの親に扶養されるかが安定せず、きょうだいが別れたり等によって心理的に不安定になるこどもがいる。	
◆こども関係機関（学校を除く）（4件）	
・シングルマザー。 ・親に対して本心が出せないこども。 ・離婚に至る過程でのこどもへの影響。 ・愛着形成。	
◆相談関係者（2件）	
・ステップファミリー。	
	など

問1で回答した選択肢「2. 虐待について」の回答の詳細について

「2. 虐待について」の具体例や問題点については、[学校] では7件、[学校以外] では 17 件（こども関係施設9件、こども関係団体4件、こども関係機関（学校を除く）3件、相談関係者1件）から詳細回答を得ました。

[学校] では、虐待が疑われるケース等について、虐待と疑われる際の対応の課題、保護者面談の実施、通報などがあげられています。[学校以外] では、それだけでなく、親の持つ背景（病気など）、虐待の具体的な内容、予防の取り組みなどについてもあげられました。

内容	
学校	7
・虐待の疑いを含めたサインを確認した場合、市町村こども担当課及び府の機関に通報、連携して対応にあたっている。 ・保護者への理解がばらばらで、学校から話をしても、話が通じにくかったり、理解されなかったりする。発見時、保護者へのアプローチの方法が難しい点も課題。 ・保護者の虐待に対する考え方が異なる。 ・通告や保護、保護者との面談を経ても改善しない ・虐待についても保護者への啓発が必要とされる。	
	など
学校以外	17
◆こども関係施設（9件）	
・親に病気があり、こどもに暴言を吐くことがある。 ・虐待の中で特に気になるのはネグレクトであり、こどもの成長に大きく影響を及ぼしている。 ・地域における要保護児童の早期発見、早期対応を充実し、これまでとは違う予防的対応を進めていく必要がある。 ・気になる事があれば全体周知できる体制を作っている。	
	など
◆こども関係団体（4件）	
・親が帰ってこない（ネグレクト）など、親からの暴言で心理的虐待、暴力で肉体的虐待、勉強で非難される教育的虐待を受けている。 ・小学校と連携し、ネグレクト等、気になるこどもに参加を呼び掛けてもらっている。	
	など
◆こども関係機関（学校を除く）（3件）	
・「しつけ」と称して、こどもをたたいたり、蹴ったりする保護者もいる ・親が病気等でネグレクト・心理的虐待がある。こどもがお腹を空かせて朝から元気がなく集中できない。 ・それぞれの家庭状況が複合的な課題を抱えており、市と連携・役割分担により予防的な支援がより重要であると感じる。	
◆相談関係者（1件）	
・虐待種別によって発見がしにくい。とくに性的虐待は、センシティブな部分でもあるため、告白できる環境が学校内においても整っていない。	

問1で回答した選択肢「3. 学校での生活について」の回答の詳細について

「3. 学校での生活について」の具体例や問題点については、[学校]では5件、[学校以外]では12件（こども関係施設5件、こども関係団体4件、こども関係機関（学校を除く）1件、相談関係者2件）から詳細回答を得ました。

[学校]では、登校しづらい児童や学校生活について、学校がこどもたちにとって安心・安全な場所であるように取り組んでいることなどがあげられました。[学校以外]では児童・生徒に対する授業への配慮の必要性、教員の対応、交友関係、居場所などについてあげられました。

内容	
学校	5
- こどもの実態を把握し、保護者と連携してこどもの支援にあたっている。 - 学校に登校しづらい児童が数名いる。 - 学校生活に馴染めず欠席が多くなるこどもがいる。 - 集団づくり、仲間づくりを意識し、学校がこどもたちにとって安全・安心な場所であるように心がけている。	
	など
学校以外	12
◆こども関係施設（5件）	
- 授業。 - 宿題に対するストレス緩和への対応が必要。 - 仲間外れにされる。 - 社会的養護を必要とするこども達の理解、対応が不十分に感じる。 - 地域の小学校（通級・支援級）に通うこどもの友だち関係が、高学年になるにつれ複雑になってくる。訪問支援でかわりのある児童たちが、授業ではなく余暇活動や休み時間を充実して過ごしているのか、退屈というより何をして過ごせばいいのかわからないのではと感じることがある。 - 提供されている教育や支援内容がマッチングしていないと感じるケースが多々ある。	
◆こども関係団体（4件）	
- 仲間外れや無視やからかいなどの証拠がないいじめを受けているが、先生に言っても何も変わらない。友達はあるが、相手に合わせたり気をつかったりしんどい。 - 学校へ行きづらくなっているこどもは親も子も悩んでおり、どこに相談したらいいか、居場所はないか求めている。 - 外国籍のこどもは日本語が不自由であったり文化が違ったりで、周囲とコミュニケーションが取りづらく緊張した学校生活を送りやすい。 - 夏休みの宿題を完成させていなければクラブ活動に参加できないといったことを、こどもから聞くことがある。	
◆こども関係機関（学校を除く）（1件）	
家庭の養育力が低下していることを感じる。	
◆相談関係者（2件）	
- 校則・規則、様々なルールについて、なぜそれを禁止しているのかという説明をこどもたちに大人側がきちんとすることが必要。 - 交友関係が見えないので不安。最低限の学習ができていないので、進路が心配。	

問1で回答した選択肢「4. ひきこもりや不登校について」の回答の詳細について

「4. ひきこもりや不登校について」の具体例や問題点については、[学校] では10件、[学校以外] では11件（こども関係施設5件、こども関係団体4件、こども関係機関（学校を除く）1件、相談関係者1件）から詳細回答を得ました。

[学校] では、ひきこもりや不登校のこどもについて、家庭訪問や学習支援の実施、未然防止・早期対応を行っているが、不登校の原因がはっきりわからない児童・生徒が増えてきているという内容があげられました。[学校以外] でも同様に、不登校の原因がはっきりわからない児童・生徒が増えてきていることがあげられるとともに、相談機関や居場所がわからないなどの課題もあげられました。

内容	
学校	10
・家庭訪問、学習支援を行っている。 ・リモートを活用したり、別室を設けたり、適応指導教室の相談をしている。 ・ひきこもりや不登校の理由がはっきりとわからない児童が増えてきている。 ・登校支援が必要なこどもの増加。 ・スクールカウンセラーや面談を経ても保護者の過干渉などの課題が改善しない。 ・不登校およびその傾向があるこどもたちに対して、未然防止・早期対応を心がけ対応をチーム体制で行っている。	
	など
学校以外	11
◆こども関係施設（4件）	
・授業・宿題に対するストレス緩和への対応。 ・保護者が相談をしても、困りごとの理解をしてもらえない状況がある。 ・実際に不登園のこどもについて、迎える時の話し合いや準備はしているが、不登園で自宅で過ごすこどもへの対応は十分ではないと思う。	
	など
◆こども関係団体（5件）	
・理由は分からないが学校に行けない。 ・様々な理由で学校へ行けない児童が多く居るが、そのほとんどが支援、サポートを受けずに過ごしている。 ・学校へ行きづらくなっているこどもは親も子も悩んでおり、どこに相談したらいいか、どこかに居場所はないか求めている。 ・ひきこもり、不登校に関しての各関係機関との役割分担や年齢に伴う支援者の変更。 ・学校での人間関係が悪くなり、不登校になるこどもがいる。	
◆こども関係機関（学校を除く）（1件）	
・親の状況により送迎ができず、休みがちになる。	
◆相談関係者（1件）	
・ひきこもりや不登校の状況が安心・安全な状況であるのかを判断することの難しさ。	

問1で回答した選択肢「5. 居場所について」の回答の詳細について

「5. 居場所について」の具体例や問題点については、[学校] では3件、[学校以外] では11件（こども関係施設4件、こども関係団体6件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校] では、こどもたちにとって学校が安心・安全な居場所となるよう取り組んでいることなどがあげられました。[学校以外] では、家庭でも学校でも居場所がない、居場所の選択肢が少ない、安心感を与える居場所の整備などについてあげられました。

また、[学校]、[学校以外] 双方とも、こどもと大人の関係性の構築について重要視していることもあげられました。

内容	
学校	3
・学校が全てのこどもにとって安全安心な居場所となるよう取り組んでいる。 ・こどもたちにとって学校が楽しいところ、安心できる場所であるように、こどもたちの居場所となるよう、仲間づくりの取り組みをはじめ、教職員との関係性の構築についても重要視している。	
	など
学校以外	11
◆こども関係施設（4件）	
・こどもへの直接アプローチが難しい。共通の場所があるときはいいが、それがなくなるとつながりがなくなる。 ・学童保育はこどもにとって居場所。中学校にもあったらいいと感じる。 ・時間をかけて家族や本人と出会う関係性を深めていかなければならないケースが多いのが現状。継続した支援を行うには、安心感を与える居場所の整備が必要。	
	など
◆こども関係団体（6件）	
・学校へ行きづらくなっているこどもは親も子も悩んでおり、どこに相談したらいいか、どこかに居場所はないか求めている。 ・居場所づくりのネットワーク活動など実施しているが必要な対象者にも届いているのか心配。 ・学校や家庭内での居場所があるのか気になるこどもがいる。 ・家庭との関係性、学校との関係性に困難を抱えるこども達にとって、「家」でも「学校」でもない安心してすごせる「第三の居場所」がさまざまな形態で地域の中に必要。	
	など
◆相談関係者（1件）	
・学校内における居場所の選択肢の少なさを感じている。校内支援ルームがあったとしても、行きたいときに自由に行けるわけではない。	

問1で回答した選択肢「6. ヤングケアラーについて」の回答の詳細について

「6. ヤングケアラーについて」の具体例や問題点については、[学校] では5件、[学校以外] では7件（こども関係施設3件、こども関係団体3件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校] では、ヤングケアラーとみられる児童・生徒に対しての支援や保護者への働きかけがあげられました。[学校以外] では、支援の際はそのこどもの背景を知ったうえで支援する必要があることなどがあげられました。

内容	
学校	5
・適切に関係機関とつながるよう支援している。 ・家庭事情により家事や家族の世話を担っている生徒がいる。 ・ヤングケアラーとみられるこどもへの学校側からの働きかけはもちろん、必要に応じて保護者へのアプローチも行っている。 ・家庭の内情把握はデリケートであるため、アンケート等で把握を図っている。	
	など
学校以外	7
◆こども関係施設（3件）	
・年下の妹弟の生活の世話を日頃から任せられ、ストレスを妹にぶつけることがある。 ・ヤングケアラーとみられるこどもへの学校側からの働きかけ、必要に応じて保護者へのアプローチも行っている。	
	など
◆こども関係団体（3件）	
・ヤングケアラーと思われたくない（自分が家の手伝いをするのは当然）。 ・妹と弟の世話を姉がずっとしているようで、こども食堂に来た時だけはボランティアの支援があり、姉はほっとでき遊べる時間があるようだ。 ・こども自身から自分自身がヤングケアラーの状況にあるということをこどもから聞いたケースは極めて少ない。ただそのようなこども達は何らかの教室に参加する余裕すら無いのではないか。	
◆相談関係者（1件）	
・背景や経緯をアセスメントすることなく、家事などをお手伝いしている等の状況だけでヤングケアラーとしてしまうことがある。 「ヤングケアラー＝悪」という考えもあると感じており、言葉の一人歩きにならないように、当事者のこどもの権利が犠牲になっていないかなど、きちんとアセスメントしていくことが必要だと感じている。	

問1で回答した選択肢「7. 貧困について」の回答の詳細について

「7. 貧困について」の具体例や問題点については、[学校]では3件、[学校以外]では10件（こども関係施設2件、こども関係団体7件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校]では、経済的な事情により進学が難しいことや、貧困家庭への多方面からの支援を可能にする体制の拡充といった内容があげられました。[学校以外]では、貧困に対する直接的支援の難しさ（貧困が見えづらいためアウトリーチが難しい）、貧困による親の長時間労働とそれによるこどもの家事時間の増加、相談窓口の時間が限られているため、相談に行くことが難しい人がいることなどがあげられました。

内容	
学校	3
・適切に関係機関とつながるよう支援している。 ・家庭の経済状況により進学の諸費用捻出が難しい場合がある。 ・日々のこどもの様子や発言などから、情報収集に努めている。貧困家庭への多方面からの支援を提供できる体制のさらなる構築が必要。	
学校以外	10
◆こども関係施設（2件）	
・貧困に対する直接的支援が難しい。年間参加費が払えないので参加できない。 ・貧困であるために親が働きに出て（長時間労働）その間きょうだいの面倒を見ている。ヤングケアラーと強く結びついている。	
◆こども関係団体（7件）	
・最も多いのが生活困窮の食料支援の相談。最近はシングル世帯の中高生や若いシングルマザーの相談も受けている。行政の相談に行ってみたかと聞くと、窓口が平日の昼間なので（学校や仕事などで）行きたくても行けないという声が多い。大学生、専門学校生の生活困窮相談も多い。生活保護世帯や低所得世帯のこどもたちは奨学金とアルバイトで生計をギリギリで立てているが、かなり厳しい生活をしており、その層への支援が薄いように感じる。 ・ひとり親だから仕方ない。友達から遊びに誘われても断っているから話についていけない。 ・親が外国籍の場合、家計の収入が不安定で生活費が不足する場合がある。 ・家庭の経済状況やそれに起因する悩みや苦しさ等をこどもから直接聞く機会は極めて少ないが、スニーカーの底が破れているといったこどもはいる。 ・大学や専門学校への進学を希望する高校生の場合、必ず給付制の「修学支援新制度」の情報提供を行うが、高校での周知が弱いのか、こども達はほぼ知らない状況。	
など	
◆相談関係者（1件）	
・貧困状況についてはプライドもあり、しんどさをみせてこない課題でもあり、支援者側からのアウトリーチが難しい。また、対応をしている中で、生活実態を知ったときに、制度利用のための申告内容になっているのではないか（パートナーとの実態など虚偽申告になっていないか）と感じてしまうこともあるが、そのことについて対応することは難しい面もある。	

問1で回答した選択肢「8. 障がいのあるこどもについて」の回答の詳細について

「8. 障がいのあるこどもについて」の具体例や問題点については、[学校] では4件、[学校以外] では13件（こども関係施設5件、こども関係団体4件、こども関係機関（学校を除く）3件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校] では、障がい教育の理解、学校のソフト、ハード両面の整備、こどもの特性による支援の必要性などがあげられました。また、人員や環境面での合理的配慮への限界を感じる意見もありました。[学校以外] では、保護者の理解不足、家庭に対する早期からの相談支援やケア、学校での支援の充実、障がいのあるこどもを取り巻く職員のスキルやサービスの向上などがあげられました。

内容	
学校	4
- それぞれのこどもの特性に合わせた支援の在り方。 - 人員や環境面において学校での基礎的環境整備や合理的配慮に限界がある。 - 障がい理解教育を学校全体で推進し、こどもたちが障がいへの正しい理解・知識を学んでいる。障がいのあるこどもも生き生きと学校生活がおくれるようにソフト、ハード両面でのさらなる整備が求められる。	
	など
学校以外	13
◆こども関係施設（5件）	
- 障がいに対する理解が不足している保護者の方が一定数いる。 - 知的や発達に課題を持つ児童が増加しており、それぞれのこどもに応じたケアが必要となり、これまで以上に職員のスキル向上が必要と考える。境界域のこどもも増加しているが、その支援は非常に困難で社会的な支援も含め検討が必要。 - 特に発達障がい等のある幼児、児童が日常生活において、自立して自分らしく過ごすことができるよう、合理的配慮の考え等を広く、周知・浸透させる取り組みが必要であると思う。	
	など
◆こども関係団体（4件）	
- 小学校と連携し、発達障がい等、気になるこどもに参加を呼び掛けてもらっているが、個々に応じた支援は特に出来ていない。 - 障がいを持つこどもや家庭に対する早期からの相談支援やケア、学校での支援の充実の必要性を感じる。	
	など
◆こども関係機関（学校を除く）（3件）	
少人数の中で支援を要する幼児の割合が高くなり、多岐にわたる支援が必要であり、保育内容や教師や介助員のスキルアップが必要。少人数に大人がたくさんいることがこども同士の育ち合いを妨げることにもなりうる。	
	など
◆相談関係者（1件）	
きょうだい児について、障がいのあるこどもとともに育てられる一方で、障がいのあるこどものケアやお世話係を期待されるなど、様々な場面で影響を受けていることもあるのではないかと感じている。障がいのあるこどもに対する登校支援の公的なサービスのなさも課題に感じる。	

問1で回答した選択肢「9. 外国につながるこどもについて」の回答の詳細について

「9. 外国につながるこどもについて」の具体例や問題点については、[学校]では6件、[学校以外]では10件（こども関係施設2件、こども関係団体7件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校]では、人員不足、言語や文化（習慣）の違いにより伝達まで時間がかかることなどがあげられました。[学校以外]では、社会での差別、言語や文化の違いによる相互理解の難しさなどがあげられました。

内容	
学校	6
・こども同士をどうやってつなぐか、学力保障についてだれが何を行うかについて協議し、できる対応を行ってきている。 ・将来、日本で生活する選択肢ができるよう、基礎学力の定着。 ・ダイレクトに入国転入した児童への指導について人員不足。 ・保護者の方へのアプローチを行う際、言語や文化（習慣）の差異によって思いがうまく伝わらず、時間がかかってしまうことも考えられる。	
	など
学校以外	10
◆こども関係施設（2件）	
・こどもが通訳をする。 ・両親ともに翻訳アプリを使用しているが、ニュアンスが通じ合っているのか心配。	
◆こども関係団体（7件）	
・外国人学生のアルバイト先がなくて生活に困っているという相談を頻繁に受ける。 ・ダブルのため、いじめられて孤独。 ・親が外国籍の場合、家計の収入が不安定で生活費が不足する場合がある。また、国籍の問題や社会での差別など身をもって実感している。 ・持っている在留資格によって、こどもの将来が不安定。 ・外国人のこどもが参加しているが、他のこどもと遊ぶことが少なく、配膳や調理等の手伝いをして自分の居場所を探している。また、家庭内での親子関係（虐待）や貧困も気になり、他団体等と情報共有し支援を検討中。 ・すべてのこどもに対するこども期からの多文化共生教育や外国につながるのあるこども達の自尊感情・自己肯定感を低下させないさまざまなエンパワメントの取り組みの必要を感じる。	
	など
◆相談関係者（1件）	
・言語や文化等の違いにより、保護者とのやりとりが難しいことが課題としてある。こどもたちは学校生活において、日本語の習得や日本の文化に触れることも多くはなるが、家と学校での違いに違和感をもつこどももいる。	

問1で回答した選択肢「10. こどもへの性暴力・性犯罪について」の回答の詳細について

「10. こどもへの性暴力・性犯罪について」の具体例や問題点については、[学校] では2件、[学校以外] では5件（こども関係施設2件、こども関係団体2件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校] ではこどもや保護者に学校としてどのように啓発していくかが課題としてあげられました。[学校以外] では、性教育等の早期療育での取り組み、こども期からの包括的性教育やデートDV防止等の取り組みがあげられました。一方で、性加害および性被害に関する対応については難しさがあることがあげられました。

内容	
学校	2
こどもの人権を深く侵害するものであることを念頭に、対応については家庭児童相談室、児童相談所との連携を念頭に行う。また、こどもや保護者に学校としてどのように啓発していくかが課題とされる。	など
学校以外	5
◆こども関係施設（2件）	
性教育等を早期療育で取り組む必要を感じる。	など
◆こども関係団体（2件）	
こども期からの包括的性教育やデートDV防止等の取り組みの必要を感じる。	など
◆相談関係者（1件）	
関係各所と対応していくが、性加害および性被害に関する対応については難しい。	

問1で回答した選択肢「11. その他」の回答の詳細について

「11. その他」の具体例や問題点については、[学校] では1件、[学校以外] では7件（こども関係施設2件、こども関係団体4件、相談関係者1件）の詳細回答を得ました。

[学校] ではこどもたちの朝食の課題についてあげられました。[学校以外] では学校卒業・施設退所後はこどもに対する具体的な支援ができないことが多いため、包括的な支援が必要ではないかという課題があげられました。また、こども達の悩みを受け取ることができる人や場所についての必要性があげられました。

内容	
学校	1
・朝食について何らかの手立てができないかと思う。	
学校以外	7
◆こども関係施設（2件）	
・感情が乱れた時に他害行動が発生する。体の成長とともに制止する困難さを感じる。	
・高等部を卒業すると入所施設を退所することになるが、進路の選択肢や就労先がたくさんあると良い。	
◆こども関係団体（4件）	
・学校現場では、卒業したら関係性を絶たなくてはならないため、こどもたちの包括的なケアが必要ではないか。	
・様々な要因が重なり精神的に辛い。	
・スクールカウンセラーの方からの相談を受けることも増えており、学校現場ではこどもたちから話を聞くことができるが、実際に食料を渡すといったような具体的な支援ができないことが多い。また、卒業したらそれで関係性を絶たなくてはいけないといった話を聞くため、包括的なケアが必要ではないかと思う。	
・思春期や第二次反抗期のこども達の特性をふまえた上で、そのこども達のつづやきや悩みを受け取ることができる場所（こども達がそのことを話しても良いと思う人が居るところ）が、こども達の身近に数多く必要。	
◆相談関係者（1件）	
・【①保護者同士の関係性の希薄化】繋がりのある保護者同士がいる反面、繋がりが希薄化している保護者も多いという課題がある。	
・【②ゲームやスマホの使用について】ゲーム障がいではないかを感じる児童生徒がいるが、対応できていないという課題がある。	
・【③多様性について】多様性ということがいわれるようになり、不登校等においても学校に来ることだけが全てではないという考えがある。しかし、様々な面で個別支援の対応が追いついていなかったり、公的サービスの少なさ、貧困の格差で選択肢が結局のところないという現状もある。多様性という言葉や考えで苦しんでいるこどももいるため、課題として捉えている。	

2 こどもに対する支援の状況・課題について

(3) こどもやその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っているか（自由回答）

〔問2 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。〕

こどもや家庭への具体的な支援について、[学校] では 28 件、[学校以外] では 43 件の回答を得ました。[学校]、[学校以外] 双方ともに、保護者との信頼関係の構築や関係機関との連携といった内容があげられました。日常生活からくみとれる変化などを意識して、必要に応じて、専門の関係団体や機関につなげています。[学校] では、教職員をはじめ、スクールカウンセラーが相談やカウンセリングなどを行っており、一部の専門家との連携とその重要性に関する認識の高さがうかがえます。

なお、今回のアンケート調査では、困りごとが起きた際の対応に関する回答が多くみられました。

内容	
学校	28
・教職員による家庭訪問、生徒に対するカウンセリング等。	
・情報を共有しながら、家庭とも対話を第一に対応。	
・学級担任を中心にこどもたちの様子をきめ細かく見守っています。何か事象が起こった際は、学校全体で組織的に対応しています。	
・教育的支援（学校教育）に加え、家庭訪問・懇談・PTA 活動を通じて、家庭が孤立しないよう、支援に努めている。	
・アンケートとともに生徒と教員によるカウンセリング週間を設け、悩みを聞き、対応している。必要があれば、スクールカウンセラーや関係機関につなげている。	
・課題に対して、学校全体として対策委員会を持ち、定期的、臨時的に状況に合わせて見立て方針立てをして、対応にあたっている。	
・しっかりと連携することを意識して、普段より活動をしています。日々の電話連絡や面談などを通して、学校・家庭が同じ視点でこどもと向き合うことができるように意識しています。	
・保護者との関係性を作り、家庭訪問や、校内において、また、市の日本語指導加配教員に週一回半日の対応をしてもらっている。また、同じ国籍の通訳の方にも週 1 日出勤してもらっている。	
・家庭訪問、教育相談の実施。	
・気になることなどあれば、すぐに家庭へ連絡するなど保護者と協力している。	
・保護者だけでなく、児童とも関係を構築するように努めている。関係機関（府の機関、子育て応援課）につないだり、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーに関わってもらったりしている。	
・日常的に相談を受けたり、アドバイスやお願い等を行っている。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関につないだりしている。	
・個別の面談、三者懇談、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携。	
・月に 2 回程度支援委員会を開催し、支援の必要な生徒についての情報を共有し、学年の教員や養護教諭等が生徒との面談や保護者との懇談を行っている。	
・生徒が困っている時は、生徒の気持ちを尊重し、保護者と共に問題解決に向けての支援を行なっている。就学援助や奨学金等の周知や他機関との連携も行なっている。	
・日々の懇談・スクールカウンセラー設置・外部機関との連携。	

内容	
・スクールカウンセラーや関係機関につなげる場合もあれば、こまめな家庭訪問等をおこない常に様子を伺っている。 ・福祉関係機関と連携し、虐待を通告、不登校傾向児童の対応。 ・支援を必要とするこどもについては、関係機関と連携し、拡大ケース会議を行って対応を協議しています。また、地域と連携し、こどもの居場所づくりをしています。 ・児童の愛着障がいによる問題行動について粘り強く指導。学校が楽しいと思える企画をする。障がい特性に応じて介助する。個別に日本語の学習をしたり教室で通訳の補助をしたりする。 ・保護者からの相談はいつでも受けるようにしている。内容に応じてスクールカウンセラーや教育相談につなぐ。また、校内で気になる事象が起こったとき、虐待やヤングケアラーが疑われる場合は関係機関と連携している。	
・こどもの日々の様子や行動を見取ったサポート、アプローチ。 ・電話連絡および対面での保護者との対話。 ・家庭訪問や個人懇談会の実施。 ・教育相談、就学相談。 ・カウンセリング（スクールカウンセラー）の実施（こどもも保護者も）。 ・市行政などの関係諸機関との連携。	
	など
学校以外	43
◆こども関係施設（16 件）	
・安心・安全な生活が送れることを最優先に考えています。また、府の機関と連携した支援課題の共有や支援方針を立てるように努めています。	
・生活全般の支援。	
・気軽に遊びに来ていただき、リラックスした雰囲気の中で過ごせるよう心がけています。日ごろの悩み（子育て、家庭、仕事など）を、ささいな事でも口に出すことによって、ストレスをためずに子育てができるような支援を行っています。また、保護者同士、こども同士の交流がスムーズにいくよう、輪に入ったり、イベントを行ったりしています。	
・こどもの現状把握、ヒアリングを行う。必要な場合は保護者への聞き取りを行ったり、事業所の意見を伝える。	
・親御さんに不安や心配、悩みを聞く。それに対して市役所担当課や保健センターに報告・相談をしています。市役所や保健センターから要保護児童家庭で心配なご家庭の情報を聞き状況等を共有しています。家の状況もわかるので、何か悩みや心配事がないか話しやすいように心がけています。	
・保育の中でこどもの声を聞き、意思を尊重するようにしている。また、家庭等の話が出てきた時（不満など）は、必要なら保護者とも話ができるように工夫する。	
・こどもの居場所づくり事業として、①月に1回、大学生のリーダーと一緒に学年や校区を超えて集まり活動（小学生の部、年少～年長児の部）、②夏休みと春休みの自主学童、③月1回中学生と高校生対象に室内開放（年に数回お料理チャレンジを実施：小学生から高校生対象）	
・こどもには放課後や土曜日、夏休み等長期休暇期間中の居場所を、保護者には子育てで交流や情報交換・子育て相談の場を提供し、こどもや子育ての孤立化防止に努めている。	
・こどものことで悩みを抱えている保護者が相談に来られることがしばしばある。いろいろな話を聞き、学校とのことだったら学校と一緒に出向き橋渡しをする。又こどもと話している時に気になることを話していたら、さりげなく保護者にも聞くようにしている。	
・利用児に対しては、療育開始前に発達検査を実施し、個別の特性に応じた個別支援計画	

内容
を作成し、支援計画に基づいて個別療育活動を実施しています。 ・2歳児の利用児に対しては、超早期療育プログラムを取り入れています。 ・保護者の方には、毎回の療育時にご自宅などでの困りごとや接し方の方法について、一緒に考えながらアドバイスなどを行っています。 ・月1回程度、発達障がいなどの基礎理解と支援方法などについて、保護者研修会を開催しています。
■措置児童 ・正確なアセスメントによるこども自身の「強み」と「弱み」の理解 ・愛着（安心感・安全感）を育む職員との関係構築。 ・認知機能強化トレーニングの実施。 ・虐待によるトラウマを意識し、こどもに寄り添う養育「育て直し」の実践。 ■地域の児童とその家族 ・子育て相談における養育の助言 ・子育て短期支援事業（SS）では利用中にこどものアセスメントを行い、行政や保護者に今後の養育や支援について助言している。 ・地域で実施されている子育てサロンに参画したり、当施設が実施している子育て広場で来訪する保護者への相談に対応し、孤立防止を意識している。 ・生活困難者事業（生活困窮レスキュー事業）終了後も継続したサポートを実施し、孤立防止に努めている。
・個別支援計画・特別支援計画を作成し、懇談等で保護者とこどもの状況や課題等を共有したのち、支援を実施しています。 園では、夏休みや冬休みを利用して、きょうだい児さんと保護者様と一緒に過ごしていただける時間を設けています。
・府の機関と連携し、利用児童個々の課題に対し支援を行っている。 ・こどもには意思決定支援会議や個別支援会議に参加してもらい、個別支援計画を作成して実施している。
・入所施設、短期入所を利用するお子様に関しては、生活上での変化や病状などについて電話連絡を取ることが多く、面会の機会を促すような声掛けを行っている。また、入所者には支援計画の説明を半年に1度は必ず行い、ご家族が来所する機会を作っている。
・一人ひとりの障がい特性を理解し、現状の発達を領域ごとに把握して、個別に支援プログラムを提供しています。 ご家族への支援としては、日常の困りごとの相談受付、活動内容等の情報共有及び、放課後等デイサービス支援計画等の共有等を行っています。
・それぞれの事業ごとで、当法人の担当職員が本人とその家族、また関係者と方向性を決めて対応を検討しています。当法人の生徒フォローアップ事業やヤングケアラー事業では、大阪府立の高等学校内で一つの教室を借りて、相談活動と居場所活動を展開しており、こどもの課題や危機に対して、早急な対応が民間の団体として可能となっています。また当事者だけでなく、家族、学校関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とすぐに連携しやすいというメリットも含んでいます。
◆こども関係団体（18件）
・生活が困窮傾向にある家庭には、食料と生理用品の配布もしています。配布前には個別で面談を生活状態のヒアリングを行います。
・月1回の低価格での食事の提供
・電話、オンラインチャットなどでこどもの声を聴き、こどもの気持ちを受けとめ寄り添うことにより、こども自身がエンパワメントできるように支援している。
・活動を通じて、会員からの情報を学校に伝えることをしている
・発達障がいのあるこどもを育てる保護者に対して、ペアレントトレーニングや保護者サロンを実施するなど、保護者支援を行っている。一人で悩むことがないよう、気軽に保

内容	
護者サロンにきていただき悩みをうちあける。またペアトシでより具体的に自身の事例からよりよい接し方、ほめ方などをグループワークで学び、保護者のエンパワメントを引き出せる活動を継続して行っている。	
・登下校時の見守り、防災意識の高揚、犯罪被害の防止	
・学校の代替、居場所、精神面での支援	
・現時点で具体的な支援が必要な対象者はいないが、見守りが必要と感じたら、とりあえず学校（担任）に相談する	
・こどもがその子らしくのびのびと過ごせるように自由な空間をつくるとともに、調理などこどもが興味を示す場合は一緒に手伝ってもらったりして、親子ともども手作りする楽しさを味わえるようにしている。楽器の演奏・歌・絵本の読み聞かせ・カードゲームなど外国の言葉への関心を引き出せるような工夫をしている。	
・相談、緊急時対応、FIE プログラム（（Feuerstein's Instrumental Enrichment）フォイヤースュタインによる、認知の力を強化するためのもの。）の指導によるコミカの強化、他機関への紹介、連携、ネットワークの構築等。	
・毎週１回、小学生・中学生それぞれに対する学習支援を実施。関係団体への協力（事務局担当）。	
・個別支援に関して、直接的なこどもへの支援だけでなく保護者に対する支援を実施。こども食堂、居場所づくりネットワークでは居場所となるこども食堂立ち上げや継続の相談、こども支援サポーターのマッチングなど、後方支援的な役割。	
・地区の担当員が相談にのり、必要であれば行政につなぐパイプ役となっている。	
・虐待が気になるこどもについては、小学校や市役所の担当者と情報共有している。また、発達障がい等、気になるこどもについては、小学校と連携し、参加を呼び掛けてもらい、小学校のスクールソーシャルワーカー等にボランティアとして参加・支援をお願いしている。 こどもに対しては、「こどもへの関わり方等ついて」のマニュアルを作成し、支援ボランティアに配布するとともに、ボランティア会議等で小学校の教師や事務局職員が注意点等の話をする機会を設けている。また、学習支援や遊び、会食時に一人ひとりのこどもと向き合うようにしている。	
・「学習支援」と「居場所」との両立をめざした運営。 ・主に電話による保護者からの相談。	など
◆こども関係機関（学校を除く）（５件）	
・保護者の相談に丁寧に対応する	
・公的機関と連携をとりつつ保護者に対して子どもの様子を伝えながら保護者が取り組みそうな対応を伝える	
・登降園時の視診・声掛け。園だより、クラスだよりでこどもの姿からの啓発。保育参観でこどもの育ちを感じてもらう機会を設ける。	
・こどもを受け止めて、こうして欲しいことを伝える。 ・親と面談をする。 ・市の巡回指導を進める。	
・虐待通告を受けた家庭への介入的な支援。 ・施設入所・里親委託児童への支援。 ・療育手帳発行に係る検査。	
◆相談関係者（４件）	
・登校支援 ・校内における別室対応（個別対応） ・面談（こども・保護者）	

内容
・校内ケース会議・連携（関係諸機関との）ケース会議 ・教職員との情報共有、相談 ・家庭訪問 ・電話連絡 ・同行支援（関係諸機関、サービス申請等） ・関係諸機関との密な連携（情報共有、相談等） ・社会資源開発、把握
・こどもに対して安全安心な日常生活の提供
・個々の（臨床心理士・公認心理士という）専門性をもとに、こどもたちが抱える様々な状況や、問題、課題に対して、心理的要因に基づいたアセスメントを行いつつ、心理的な支援を行っていく。個別にはこども、保護者に向けた面接を行う。心理教育の授業をおこなう。教職員を対象にはこどもの支援に関する助言、ケース会議への参画を行う。研修を受け持つなど。 など

（４）こどもやその家庭に対するアプローチ（自由回答）

〔問3 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。〕

こどもやその家庭に対するアプローチで工夫している点について、〔学校〕は28件、〔学校以外〕は41件の詳細回答を得ました。共通して、こども・保護者との関係性の構築に関する意見が多くあげられました。特に、〔学校〕では、①組織的な対応を心がけること、②必要に応じて心理・福祉分野の専門家や関係機関につなぐ、③「共感」「一緒に取り組んでいきましょう」といった、より対等性を意識するといった回答があげられました。

また、〔学校以外〕では、障がいや言語、年齢など各団体のこどもの特性に合わせたアプローチの工夫が行われていることがうかがえました。

内容	
学校	28
・丁寧な指導とスピード感のある対応。	
・状況に応じてスクールカウンセラーの活用にも取り組んでいる。	
・できる限り迅速に正確に対応。	
・アプローチする際は、組織的に対応するようにしている。	
・受容、共感、傾聴を軸とした寄り添い型の支援に努めている。必要に応じて関係機関につなげることを重視している。	
・気になるこどもや家庭については、学年や学校全体で共有し、それぞれ対応する委員会でケース会議を開いたり、関係機関につないでいる。	
・必要な場合は関係諸機関との連携を取り、協力してもらいながらチーム対応を行う。	
・1人の教員で抱え込まず、多様な視点で関わるようにしている。（組織的な対応）	
・常に、家庭・学校でこどもたちのために一緒に取り組んでいこうという姿勢を持つこと。保護者やこどもたちからの訴えに真摯に向き合い、困っていることにどのようにアプローチをしていくかを一緒に考え、ともに取り組んでいくようにしている。	
・家庭訪問や、スマホのメールで連絡をしている。	
・生活アンケートの実施、こどもや保護者が学校内の誰にでも相談できるような体制をつくっている。	
・教育相談などを行っている。また、気になる児童があれば、学校から声をかけて教育相談をすることもある。	
・普段から連絡を取り合う。よかったことも報告し、全職員が、児童や保護者と気軽に話ができる関係性を大事にしている。	
・個別に連絡、相談等しやすいように、コドモンというアプリを使用し、学校・保護者共にアプローチしやすくしている。	
・教育相談委員会を通じて、情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへつなげ、解決の糸口を見つける。	
・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと生徒や保護者との面談を設定し、行政へのつなぎなどもしてもらっている。	
・生徒が話しやすい教師が聞き取りをするなど、こどもが自分の気持ちを素直に出せるように工夫を行なっている。	
・カウンセリングマインド。	
・家庭訪問や家庭連絡。	
・こどもには学期に1回のいじめアンケートをおこない、カウンセリング週間等を設けて聞き取りをおこなっている。	

内容	
・スクールソーシャルワーカーの意見を取り入れながら対応している。 ・生徒指導主事を窓口とし、他機関・他校種とつながっている。 ・こどもたちやその保護者の思いに寄り添うことを大事にしている。まずは、共感して傾聴すること。 ・チーム対応する。児童の教育において保護者との信頼関係が重要なため、気遣いながら話す。 ・保護者の窓口として、相談しやすい担当が担っている。内容等で管理職が受け、適切な相談機関などにつながるようにしている。 ・学校からの一方的な話にならないように、こどもや家庭（保護者）が持つ課題に寄り添った対応の心がけ。 ・長期休業期間や放課後などに教職員研修を実施（教職員のスキルアップを図る）。	
	など
学校以外	41
◆こども関係施設（15 件）	
・家庭支援専門相談員を配置し、家庭支援を行うように努めている。 ・スタッフは、助言や指導をするのではなく、傾聴を大切に、こどもにも保護者にも共感の姿勢を示している。穏やかなひろばにするように場の環境作りにも気を配っている。 ・ひきこもり、不登校だった児童の見守りを継続中。信頼関係の構築にこちらの言葉を受容していただき、ともに考えながらこどもさんによりよい環境を整えている。 ・少し気になる利用者さんには、次につながるように配慮している。 ・こどもは、自分から話す子とそうじゃない子がいるので、話せない子には様子を見ながら、いつもと違う時は宿題や遊びの時に、きっかけを見つけてこちらから話しかけて何かあるのか聞き出すようにする。自分から話してくる子には、まずはしっかりと話を聞くようにしている。家庭に対してはお迎えの時にさりげない話や活動でのこどもの様子を伝えながら、家庭ではどうかなどこどもの話をできるようにもっていく。問題があったからではなく保護者とは常に会話して普段から話しやすい環境を作っておく。どの場合も 1 人ではなく、他の指導員と相談したり相手が話しやすい指導員が声かけするなど、チームでアプローチできるように協力する。 ・保護者に対しては送迎時の声掛けや LINE での対応。活動内でのこどもへの声掛け。 ・アプローチにより、こどもやその家庭が置かれている環境が悪化しないよう、所属内で当該世帯についての情報交換をしっかりと行っている。 ・アプローチについては、まず、私たちが信用してもらえる様に常に声かけをしている。保護者やこどもたちの顔を見ながら話すことによって気づけることがたくさんある。問題があるから話すのではなく、いつも世間話ができる関係性を作っている。日頃からこどもたちがどのように過ごしているかをわかってもらう為、保護者会等で取り組みを披露している。 ・毎回の療育は 1 時間程度で個別対応を実施しており、利用児対応スタッフ、保護者スタッフを配置している。（1 人の利用児に対して、2 人のスタッフが付いている） ・個別の療育活動を実施しており、こどもたち一人ひとりの特性に応じた分かりやすいプログラムを設定している。 ・保護者の方には、毎回の療育時間の中で、困りごとなどに対する関わり方について、わかりやすく伝えている。前回の療育活動記録に基づき内容を振り返る機会を設けている。毎回、療育活動計画の内容を説明し、活動のポイントなどについてお伝えしている。 ・ケースの正確なアセスメント、こどもや保護者の視点で困りごとを理解していく。 ・地域の学校と連携し、福祉制度（施策）に該当しないところを担う。	

内容
・問題を抱える保護者と関係が途切れないような関係性を意識していく。 ・こども、保護者の関係がしんどい親子に対しては、ほどよい親子の距離感を示すなど、親子間の関係修復への調整を行っている。 ・発達障がい、知的障がいを持つこどもの保護者には、こどもとの関わり方について具体的にアドバイスを実施している。
・こどもとのかかわり方、こどもの思いに寄り添うことについて、ことばや身辺自立等、どのようにかかわっていけばよいのか困っておられる保護者に対して、勉強会を行っている。保育士からだけでなく、専門職による講義も取り入れている。また、懇談や日々の連絡ノートへの記載、必要に応じての電話相談等でこどもの様子や、できるようになってきたこと、これからの課題について伝え、理解を深めている。
・セカンドステップ、コモンセンスペアレンティング、トラウマインフォームドケア、CVPPP、TEACCHプログラムのアイデアの活用を支援の軸として継続して実施できる体制（仕組み）を作り取り組んでいる。
・医療が必要なご利用者になるため、できるだけ丁寧に説明し、理解が難しい方にはなるが、問いかけをしながら支援にあたるように職員へは伝えている。短期入所のご利用者のご家族へは、施設で過ごされた様子を伝え、家庭内でも継続できるような支援方法については、随時説明を行って、自宅でも同じような支援になるような声掛けをしている。
・障がい特性の理解及び発達の状態を領域ごとに把握して、こどもにあった構造化の支援を行っている。
・主に相談者と対面し、話を進めているが、本人が所属する学校、病院、自治体を通して繋がりを作り、支援するケースもあることから、アウトリーチを含む多種多様なアプローチをしている。最近では SNS 等を使って、相談者と関わるケースも増えている。
◆こども関係団体（17 件）
・普段からちょっとした雑談や、ボランティア活動への参加を促し、交流を深めながら気軽に相談しやすい関係性の構築に努めている。
・匿名でつながることでこどもが安心して話す場があること、こどもの主体を大切に話を最後まで傾聴し一緒に考えることが最大の危機対応で、こども自身の力を高めると考え、直接支援はできなくても、こどもの意見形成支援や意見表明支援につながるように対応している。
・ペアレントトレーニングについては、市教委等と連携を取り、学校にチラシを配布している。注目をされるよう、カラー刷りのチラシにして、市民の目に届くようにしている。また、よりよく知っていただくため、ホームページで概要、今まで受講された方のアンケート結果を掲載している。 保護者サロンでは、不安定なお子さんや保護者さんのため、参加は申込不要としており、いつでもふらっと来ていただけるような雰囲気になっている。
・こどもや親とのコミュニケーションを心がけている。
・知り合いに声をかけて口コミで誘い合わせている。
・年令にもよると思われるが、こどもにはこどもの意思がある。母親父親も同一視するのではなく、それぞれの話を別々に聞き取ったり、それを本人の許可なく漏らさない事も重要で、それらすべてを否定することなく受け止め、第三者としてどうそれらを調整し、よりよく進めていくか。場合によっては警察、児相、保健所、医療等、他の組織との連携でしか解決が難しい事例も複数あったが、その連携をいかにつなげていくかを常に忘れない事が重要と考えている。
・多言語とやさしい日本語で情報発信をしている。 こどもも保護者もその場がほっとする場になるよう心掛けている。
・こどもの話をよく聞きこども目線で事業を行う。小中学校、福祉関係団体との連携を密にする。

内容	
・こどもを取り巻く課題が複雑、複合化している為、多機関でケースに関与している場合の共有。	
・地域の見守り活動の中で、気になるこどもや家庭がないか意識して活動している。 ・団体主催行事で子育て中やマタニティの方向けのコンサートを行い、困った時に相談してもらえるよう窓口の周知を行っている。	
・こどもの話をよく聞き、支援者が理解しようと努力している。	
・こどもの意志や意見の尊重（意思決定支援を含めて）。 ・保護者への共感的理解。	など
◆こども関係機関（学校を除く）（5件）	
・子育て支援担当が、市の保健センターと連携をとり対応。 ・担任だけでなく管理職も入って、個々の相談に対応している。	
・こどもの良い点を伝えたり保護者の行いを労う。	
・その日の保育を写真で掲示したり、クラスだよりで写真を掲載するなどより具体的にこどもの様子や育ちが感じられるようにしている。	
・日頃の様子を伝える。 ・面談をする。	
・各家庭についてアセスメントを実施し、こども、保護者に対する支援について援助方針を検討している。また定期的にケース点検を実施し、現状の把握および、援助方針の見直しを行っている。	
◆相談関係者（4件）	
・校内における、教育相談の活用。 ・SOS をキャッチした際に校内におけるスクールカウンセラーの活用。 ・学校で抱えきれない際に関係諸機関との連携。 ・登校支援チームによる出欠、遅刻状況の確認と把握。 ・校内支援ルームの活用。 ・こどもやその家庭のもつ強みに目を向け、協議の場などでスクールソーシャルワーカーが言語化して教職員と共有する。 ・こどもや保護者の方が、これまでにどのような価値観のもと生きてこられたか、様々な情報をもとにアセスメントし、どのように寄り添いながらアプローチする必要があるのかを検討する。	
・個々のスクールカウンセラーが対象のこどもや家庭の問題を一人で抱えてしまうことがないように、学校における教育相談体制の構築を心掛け、学校内のチームとして取り組んでいくことで、支援が日常的に機能することを目指している。	など

（５）他施設・団体との連携・交流（自由回答）

〔問４ 他施設・団体や市（教育や福祉等）との連携・交流において、どのような課題がありますか。また、連携・交流したいと考えている機関などがありますか。〕

他施設・団体との連携・交流について、〔学校〕では24件、〔学校以外〕では41件の詳細回答を得ました。回答は「課題」、「連携・交流したい団体等」、「その他のコメント」の3つに分けて整理しました。

課題について、〔学校〕では機関等との連携がタイミングよく取り合えないこと、公的機関の対応の遅さなどがあげられました。〔学校以外〕の各団体でも、情報共有や情報量についてあげられています。

連携・交流を考えている団体等について、〔学校〕では専門機関があげられており、〔学校以外〕では専門機関はもとより、行政機関、学校、ソーシャルワーカーや地区の民生委員など多岐にわたっています。

内容	
学校	24
課題	
・ 即時の対応。	
・ 府の機関の対応の遅さや連携。	
・ 連携、交流する、しないの前に業務過多で時間的に余裕がないのが現状。	
・ 府の機関との連携不足。府の機関の対応の遅さと拙さ。	
・ 他機関につなぐ際に、保護者の方の同意を得るのが難しい場合がある。	
・ 他施設や関係機関の中には、対応されている件数が多いのか、すぐに動いて頂けない場合もある。	
・ 事象の大きさによる対応ラインが、現場のラインよりかなり高く困る場合がある。	
・ 同じ目線、同じ方向性を持って連携をとるということに、難しい場面が生じてしまう時があると感じる。第一報の情報が保護者からの訴えで入って来る場合、情報が一方的なものとなることが多く、他施設と学校との見方が異なる場面も見られる。	
・ 登校しづらい子が増えており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門の方が学校に常についてほしい。	
・ 交流するにあたって、勤務時間外での活動が多くなり超過勤務となるため、職員によっては負担感を感じる人もいる。	
・ 市としてどんな動きをしているのかがわかりにくく、頼みたいことが、どの課に相談してよいかわかりづらいところがある。	
・ 各機関とタイミングよく連絡が取り合えないこと。	
・ 必要に応じて、府の機関や、市町村のこども担当課と情報を共有しているが、必ずしも生徒本人が望む支援とならない場合もある。	
・ 連絡時間に制限があること。	
・ 連携があまり密にいかない。	
・ 機関連携における意思決定に時間がかかる。	
・ 府の機関が多忙すぎリアルタイムの情報共有が困難。こどもの権利侵害にあたる虐待などに法規制がなく保護者対応に疲弊する。	
連携・交流したい団体等	
・ 性暴力救援センターとの連携。	

内容	
・ 困難な状況におかれている家庭へ支援ができる機関との連携・交流を深めたい。	
その他のコメント	
・ スクールソーシャルワーカーの配置がなく、関係機関とつながるためのキーパーソンを教員が担っている。 ・ こども担当課や府の機関との連携は常にとらせてもらっている。	
など	
学校以外	41
◆こども関係施設（17 件）	
課題	
・ 情報共有の難しさ。交流機会が少ない。	
・ 1 番身近な学校との連携があまりうまくいってない。良いことも悪いこともお互いに話をして、一人一人お互いの見えてない面を知り、こどもの理解をしていく必要があると思う。情報交換が少なすぎだと感じている。	
・ 放課後デイに通うこどもも増えてきているのでその情報（何に特化している等）も欲しい。	
・ 公立幼稚園、小学校などに当事業所の療育活動の必要性や内容が伝わりきっていないのではないかと感じている	
・ 要対協の会議では、報告や制度の説明が多く、市内における社会的養護を必要とするこども、保護者の様子や支援の様子が見えてこない。 ・ 行政は、民間の児童福祉施設が実施している地域の活動内容を理解していく必要がある。また、要対協のケース会議等に施設の視点を入れることで、一歩踏み込んだ支援につながるように思われる。 ・ 国からは今後市町村行政と社会福祉法人（福祉施設）と協働で施策を進めていくことを求めているが、富田林市は地域の児童福祉施設とどのような連携をしていこうと考えているのか知りたい。今後調整していく窓口を教えてください。	
・ 他施設、団体、教育や他の福祉事業等及び行政との連携、交流は非常に重要であると考えているが、放課後等デイサービスの通常業務を行いながら、そのための時間等を捻出することが難しく苦慮している。	
連携・交流したい団体等	
・ 府の機関とも連携し、こどもについて理解をする必要がある。	
・ 利用者の就学就園先との交流があれば、成長を確認できたり、支援について深め合ったりできるのではないと思う。必要なところには、保育所等訪問支援やケース会議等で関わらせていただくが、日頃から交流があればもっと保護者の方々に伝えやすいのではと考える。	
・ いろいろな機関と連携、交流したい。当施設の立地が悪く、交流しにくい環境にはある。将来の就労先や地域の自治会、余暇活動の団体などにも参加したいと思う。	
・ 医療が必要なご利用者ばかりなので、移動を伴う交流は大変難しいが、先方から来ていただくことは検討したい。課題としては、医療的な処置や環境の変化で体調を崩す場合もあるため、連携や交流を進める中でもドクターや看護師、支援員から意見を聞きながらになるため、計画性を持った交流会を検討する必要がある。連携としては、医療が必要なご利用者になるため、緊急時での受け入れをしていただける病院と、連携作りができればと考える。	
・ 富田林市においても、こどもに対する支援事業は必要だと感じており、富田林市を中心とした事業が今後展開できるよう、市内の教育委員会や学校と連携強化を図っていく必要があると考えている。	

内容
その他のコメント
・幼稚園、小学校、中学校、高校と連携するように努めている。幼稚園、小学校、中学校とは連絡会を月1回実施。特に課題はありません。 ・定期的な会議によって、顔の見える関係性が作られていると思う。地域のお店や高齢者などと連携して、マンパワーを共有出来たら良いと思う。 ・コロナ禍が落ち着き、地域の機関との連携がもどり、前よりも前向きに交流をはかるようになってきて良いと思う。 ・実際に支援に取り組む際に、連携施設・団体の役割分担（どの施設・団体が、主となり、こどもや家庭と接触する事が、より効果的な支援に繋がるのかの判断） ・他施設、団体、教育や他の福祉事業等及び行政との連携、交流は非常に重要であると考えているが、放課後等デイサービスの通常業務を行いながら、そのための時間等を捻出することが難しく苦慮している。また、そのような場の設定、企画を行うための事務局的な役割を行政や基幹相談により積極的に担っていただけると助かる。障がい児支援においては、相談支援事業所の介入、サービス等利用計画の策定等に苦慮していると感じており、その充実も必要かと思う。
など
◆こども関係団体（16件）
課題
・一部連携はしているが十分ではない。こども支援をまんやかに連携や交流は必要だと考えるが、どのような機関や団体があるのか把握できる一覧表などがあると思う。 ・福祉団体と交流の仕方がわからない。 ・当法人にアプローチして下さった方の支援は出来るが、こちらからのアプローチが難しくまだまだ多くの不登校児への支援が少ないと思います。特に高校生の年齢にもなると中退しても行政や学校が関わらなくなり、支援できなくなっていると思います。 ・こども達の支援には、継続性が重要で、人がころころ変わってしまうとかは問題である。連携に関しても同じではないか？データの共有の仕方をまず考えることも重要。それぞれができる事をいかに調整し分担していくかの基本確認なども。ケースによって違ってくる場合もあると思われる。それらの統括的組織づくりも必要ではないかと思う。 ・他の団体とのこどもの様子等についての情報共有。 ・情報共有で課題があるため、重層の包括支援会議をもっと有効活用していきたい。
連携・交流したい団体等
・他の団体とのこどもの様子等についての情報共有。小学校とは連携できているが、各地区会や民生委員、コミュニティソーシャルワーカー等の連携も必要と思う。 ・民生委員児童委員として地区の小学校・中学校とは連携したいと思っている。しかし、昨今は個人情報保護の観点から、学校からの情報共有が難しくなっている。 ・学校と直接交流したことがないので交流できる機会があればいいと思う。 ・小学校と連携したい。 ・一番連携したいのは、校区の小学校。 ・各団体との連携をさらに深めたいと思う。
その他のコメント
・いま必要と思われる機関との連携はおこなえていると事業所では感じている。（こども未来室、学校、他事業所） ・他団体との交流や連携は行っていないので具体的な課題はわからない。将来的には交流、連携は必要だと思う。 ・支援が必要なこどもに支援が届いているかどうか。スクールソーシャルワーカー、カウ

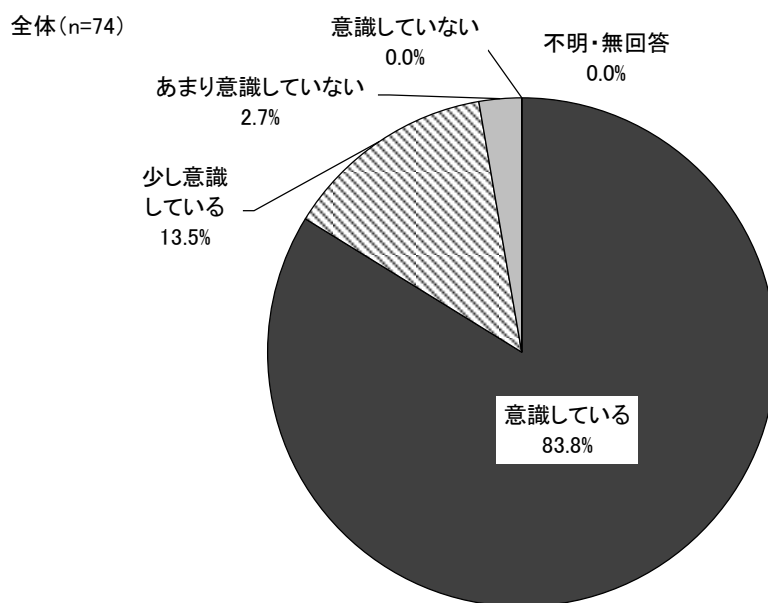
内容
ンセラー、コミュニティソーシャルワーカー。
・学校からペアトレの紹介をしていただきたいが、先生方からお勧めする機会が少ない。 ・保護者サロンについては、近年はデイサービスなどたくさんできているので、あまり保護者の集まりに参加しようとする人が減ってきている印象がある。
◆こども関係機関（学校を除く）（3件）
課題
・保健センターとの情報共有。
連携・交流したい団体等
・虐待事例のあったときなど、小学校との連携が必要だと考える。 ・3歳6ヶ月健康診査や5歳児健康診査について、1対1の個別の対応だけではわからない集団の中でのしんどさがわかりにくい。園での姿と合わせて連携できたらと考える。
◆相談関係者（5件）
課題
・個人情報の取り扱い方が課題としてあると思うが、教育や福祉等がお互いの仕事について、より理解をし合うことで、より良い連携ができると考える。 ・府の機関からの委託時にこどもに関する情報が少ない。 ともに生活するうえで戸惑うことが多い。情報を共有し、共にこどもの現状、今後を考えていければと思う。 ・市の教育委員会内での他業種との連携においてはスクールソーシャルワーカーとは、年3回定期的な交流の場があるものの時間的に十分とは言えない。 行政や機関とは必要に応じての連携と交流があればと思う。
連携・交流したい団体等
・小中学校卒業後も含め、切れ目のない支援をすすめていくにあたっては、保護者・児童生徒の同意を取りながら、地域のソーシャルワーカーへつないでいくこと、スクールソーシャルワーカーとの関係性を構築しておくことは必要不可欠になると考える。 ・行政や機関とは必要に応じての連携と交流があればと思う。

3 こどもの権利について

(6)「こどもの権利」の意識（単数回答）

〔問5 貴施設・団体では普段子どもと関わったり、支援したりするときに、「こどもの権利」を意識していますか。(あてはまるもの1つを選択)。〕

関係団体等が普段子どもと関わったり、支援したりするときに「こどもの権利」を「意識している」が83.8%と最も高く、次いで、「少し意識している」が13.5%となっており、全体の97.3%がこどもの権利を意識している状況です。

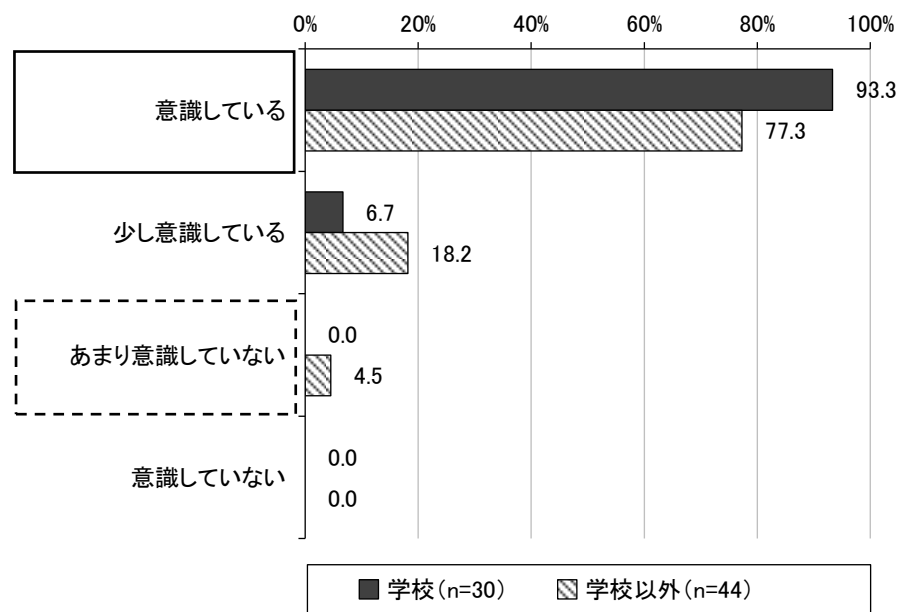


カテゴリ	件数	(全体)%
意識している	62	83.8
少し意識している	10	13.5
あまり意識していない	2	2.7
意識していない	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
全体	74	100.0

学校と学校以外の比較：「こどもの権利」の意識

問5の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では「意識している」が 93.3%と最も高く、「学校以外」よりも 15 ポイント以上高くなっています。

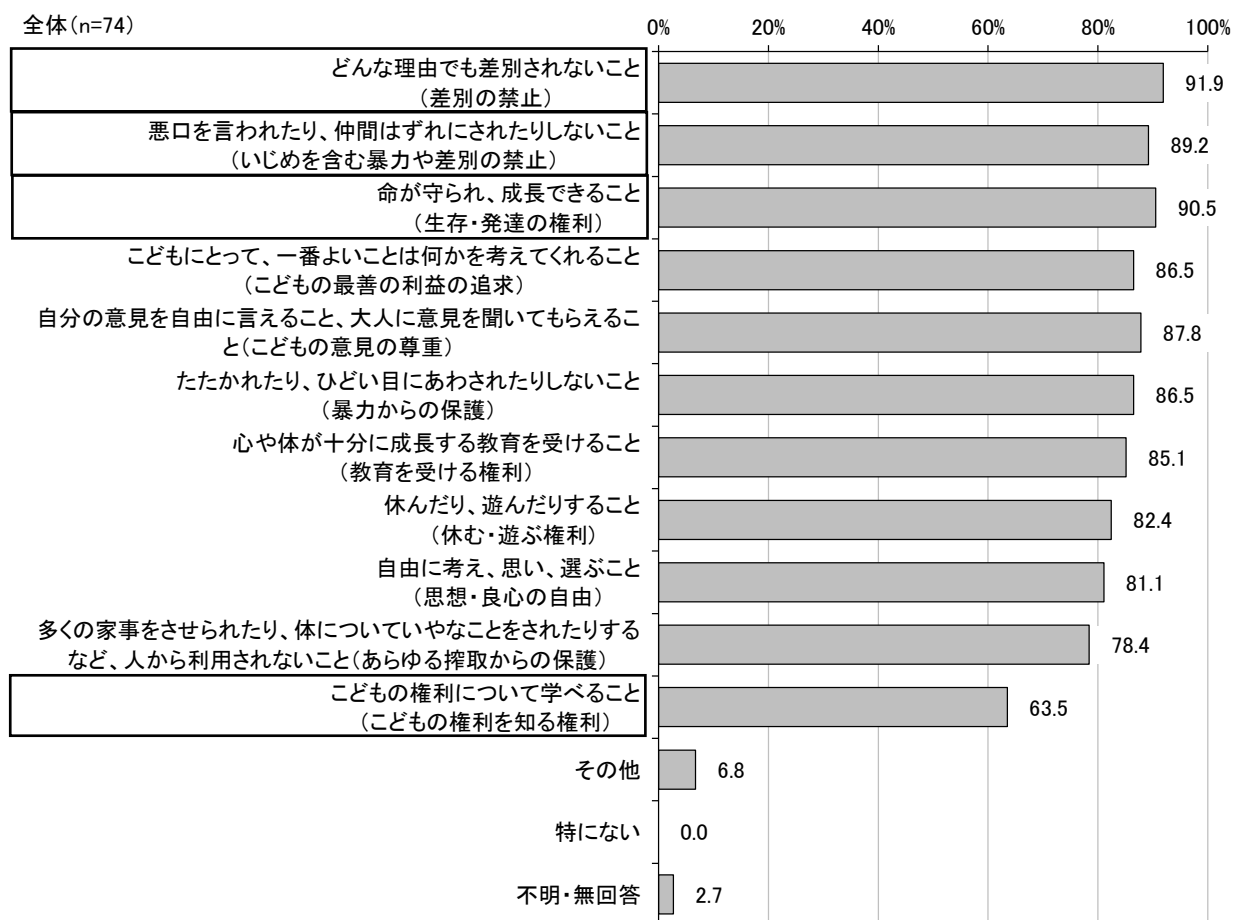
「学校以外」では「あまり意識していない」という回答もみられました。



(7) 運営にあたり意識している「こどもの権利」(複数回答)

〔問6 貴施設・団体が運営にあたり意識している「こどもの権利」を教えてください。(あてはまるものすべてを選択)〕

運営にあたり意識している「こどもの権利」は、「どんな理由でも差別されないこと(差別の禁止)」が91.9%と最も高く、次いで、「命が守られ、成長できること(生存・発達の権利)」が90.5%、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと(いじめを含む暴力や差別の禁止)」が89.2%となっています。一方で、「こどもの権利について学べること(こどもの権利を知る権利)」は63.5%と、ほかの選択肢よりも低くなっています。



「その他」の詳細

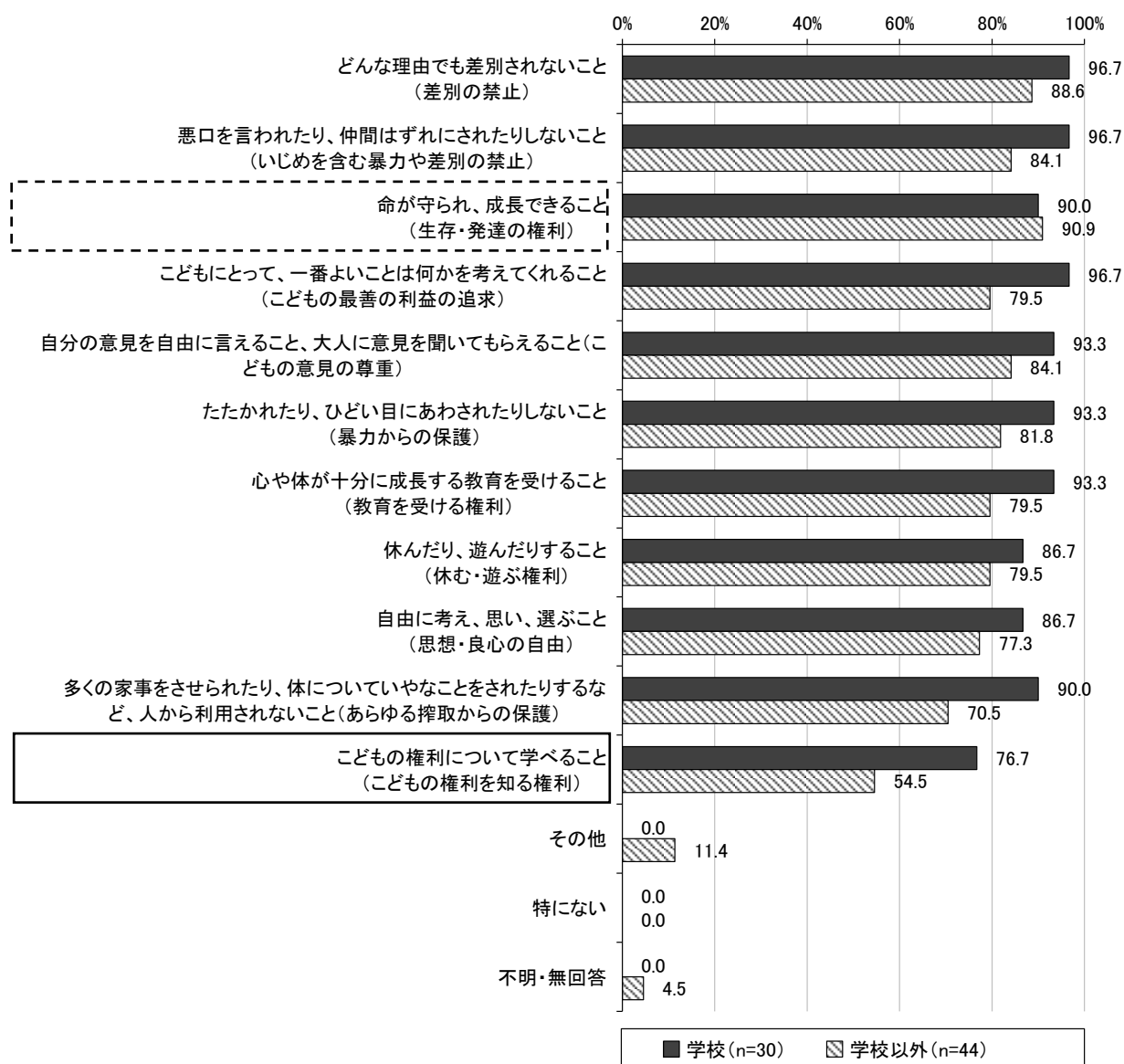
- ・参加の権利
- ・親と引き離されない権利、表現の自由、プライバシー・名誉の保護、家庭を奪われたこどもの保護、障がいのあるこども、健康・医療への権利、社会保障を受ける権利
- ・意思決定支援、それに伴うアセスメントと発達支援および家族支援

など

学校と学校以外の比較：運営にあたり意識している「こどもの権利」

問6の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では多くの権利が「学校以外」よりも高くなっています。一方で、「学校以外」では「命が守られ、成長できること（生存・発達の権利）」が「学校」よりも高くなりました。

全体の権利と比較して、「こどもの権利について学べること（こどもの権利を知る権利）」がやや低くなっており、「学校」では76.7%、「学校以外」では54.5%となっています。

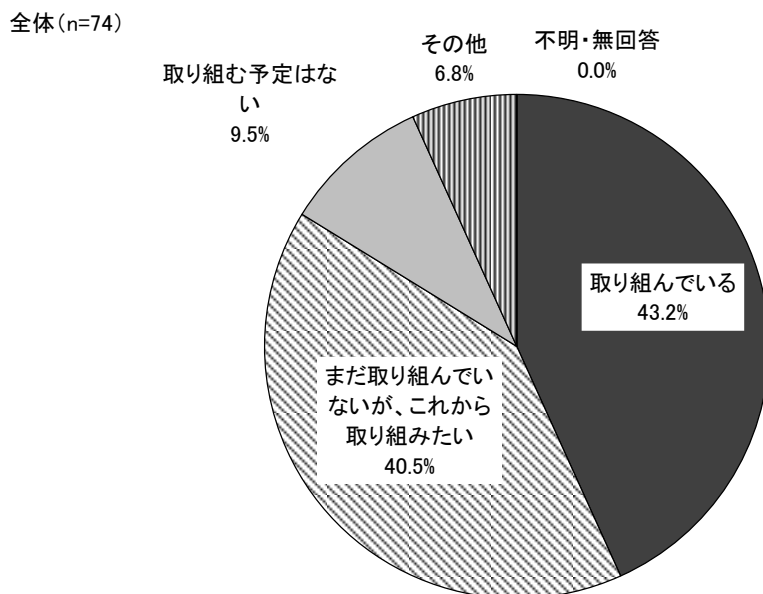


（８）こどもの権利に関する研修等の取り組みの実施状況（単数回答）

〔問7 貴施設・団体では、こどもの権利に関する研修等の取り組みを実施していますか。（あてはまるもの1つを選択）〕

施設・団体のこどもの権利に関する研修等の取り組みの実施状況については、「取り組んでいる」が43.2%と最も高く、次いで、「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が40.5%となっており、全体の83.7%が研修に組み込むことを前向きに考えています。

一方で、「取り組む予定はない」が9.5%となっています。



カテゴリ	件数	(全体)%
取り組んでいる	32	43.2
まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい	30	40.5
取り組む予定はない	7	9.5
その他	5	6.8
不明・無回答	0	0.0
全体	74	100.0

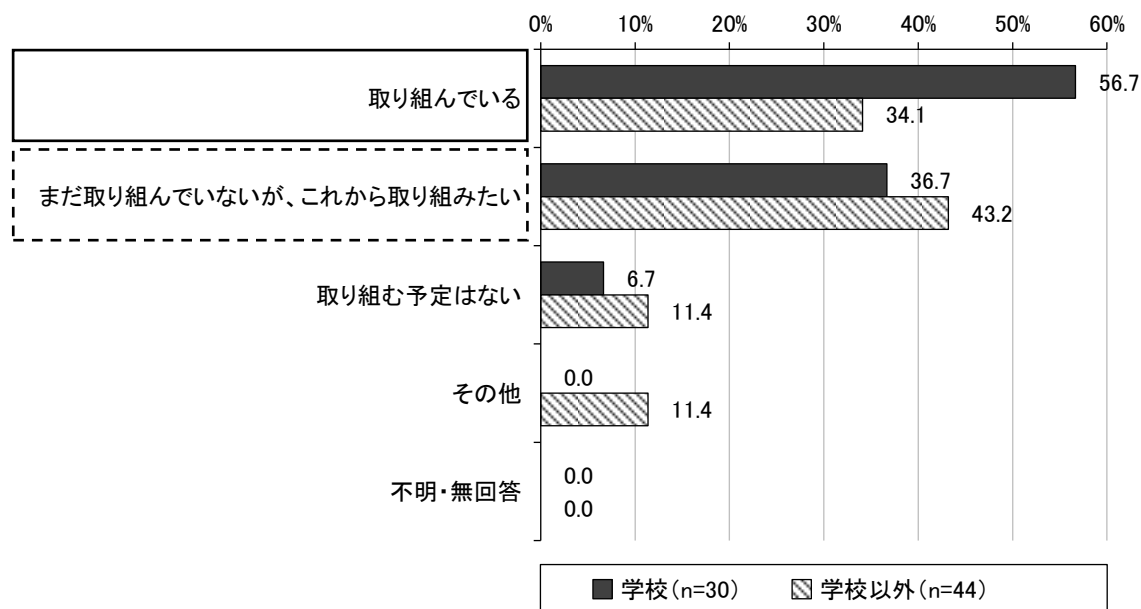
「その他」の詳細

- ・主に関わっている年齢層とは少し外れてしまうので、余裕があれば取り組みたい
- ・スタッフと折に触れて、こどもの権利に関する話題を盛り込んでいる

など

学校と学校以外の比較：こどもの権利に関する研修等の取り組みの実施状況

問7の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では「取り組んでいる」が56.7%、「学校以外」では「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が43.2%と高くなりました。一方で、「学校」と「学校以外」の双方に「取り組む予定はない」との回答もみられました。



(8)で「取り組んでいる」または「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」を選択された団体

(9) 内容・対象・頻度・課題について(自由回答)

〔問7 実施している場合は、内容・対象・頻度・課題について教えてください。〕

こどもの権利に関係する研修等の取り組みの状況について、[学校]では15件、[学校以外]では13件の詳細回答を得ました。[学校]では、教職員向けに市の研修や職員会議等で実施されています。[学校以外]では、団体ごとに研修の取り組み状況や内容が異なっており、個人単位で受講した内容を団体内で共有するといった回答もみられました。

内容	
学校	15
・こどもの権利に関係に関する資料の共有、職員会議での周知等。 ・教職員対象の人権研修、年1～2回、テーマはその時々で設定、こどもの人権を大切にしたい適切な指導をテーマにすることが多い。 ・市の夏季研修で全体としては初めて研修した。 ・権利条約を第一条から確認している。6年は3時間の授業を、1年から5年は2時間の授業を行った。職員研修として夏休みにNPO法人の方を講師に招き研修をおこなった。 ・こどもたちへのアンケートの際に、こどもの権利について学習している。 ・専門機関の理事を講師に招き、「こどもの人権」に関する教職員向けの研修を実施。 ・こどもの人権について。全教職員で月1回、各教職員で月数回、すべてのこどもの課題について全教職員で共有できていない。 ・虐待やヤングケアラーの研修。 ・いじめや不登校への対応についての研修など。 ・夏季教職員研修やこどもの権利条例のアンケート実施前に研修を行った。 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる研修を年間2回ほど。 ・会議等での共有。 ・市の夏季研修で、全教職員がこどもの権利条例についての動画を視聴した。 ・教職員対象に生指交流を毎月、人権教育や支援教育を年に3回以上。児童対象に人権学習を年に数回以上実施。 ・市の研修を教職員が受講している。 ・問題行動事象に対応する会議の定期的な開催→いじめ対応委員会、不登校対策検討委員会、校内支援委員会、ケース会議等の開催。 ・長期休業期間や放課後などに職員研修を実施→こどもの実態や発達段階に応じた研修(外部講師を招聘する場合が多い)。	
学校以外	13
◆こども関係施設(6件)	
・こどもの権利ノートを説明。権利擁護会議を行いこどもたちに権利についての説明を実施。支援向上委員会(虐待防止委員会)にて不適切な支援がないかの検討やこども安心・安全アンケートを実施している。 ・地域や、個人的つながりなどから情報を得て、研修会などに参加し、スタッフ間でも共有している。 ・年3回施設独自の権利擁護のチェックシートを用い、権利侵害の有無について確認するとともに、研修も実施している。	

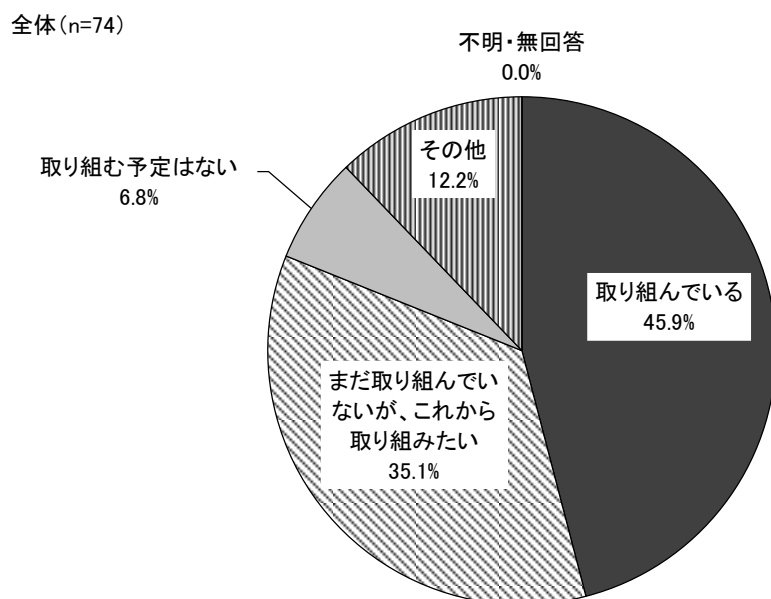
内容
・CAP学習会を定期的を開催し、職員・こどもとも権利について学んでいる。
・法人理念研修で、法人基本姿勢の中の「人権の尊重」「安全の確保」について学んでいる。また、職員全体研修で「こども基本法」について学ぶとき、「児童の権利に関する条約」についても読み合わせをして理解を深めている。（各1回／年）一つ一つの条約について深く学ぶことは、これからになる。個別支援計画を立案する際やケースカンファレンスで、こどもが自分の思いを伝える事が出来るようになるためにはどのような支援が必要なのかと、個別支援作成会議等で検討している。（1回／月）人権・虐待等必要な学びがたくさんありすぎて、研修の時間を十分にとれていないことが課題。研修時間をタイトにしたり、テーマによって参加者を分けたり、研修内容を回覧して周知するなど工夫している。
・府の機関と連携し、措置入所のこどもたち個人へ「こどもの意思表示等支援委員会」についての説明を順次行っている。障がい者の人権研修やグループワークは年2回以上実施。
・人権研修、身体拘束にかかる研修、障がい児の意思決定支援。対面形式の研修が困難な場合はYouTube配信で受講。
◆こども関係団体（4件）
・市民向けに年1回の養成講座で「こどもの権利」について専門講師による講座を行なっている。内部研修で必要に応じて学んでいる。
・年に1回、放課後等デイサービスの研修として実施。
・様々な講座・研修会が開かれているので、スタッフ及び保護者にもそれらについてお知らせ、お誘いをしている。
・内容：こどもの貧困の状況について、こどもアドボカシーについて 対象：学習支援ボランティア 頻度：年3～4回 課題：ボランティアが入れ替わるので（特に学生）質の維持。
◆こども関係機関（学校を除く）（3件）
・夏季教職員研修で子どもの権利条約について研修を受けた。教員ではない職員への研修の機会が持ちにくい。
・人権の研修。
・所属全職員に対して、こどもの意見聴取についての研修を年に1回開催している。 ・新任、新採職員を対象に「子どもの権利ノート」の周知活用の研修を年に1回開催している。

（10）こどもの意見表明権と関係する取り組みの実施状況（単数回答）

〔問8 貴施設・団体では、こどもの意見表明権と関係するような取り組みをされていますか？（あてはまるもの1つを選択）〕

施設・団体のこどもの意見表明権と関係する取り組みの実施状況については、「取り組んでいる」が45.9%と最も多く、「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が35.1%となっており、全体の81.0%が意見表明権と関係する取り組みの実施を前向きに考えています。

また、「その他」回答の中には、取り組んではいないが意識を持って接しているとの回答もありました。一方で、「取り組む予定はない」が6.8%となっています。



カテゴリ	件数	(全体)%
取り組んでいる	34	45.9
まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい	26	35.1
取り組む予定はない	5	6.8
その他	9	12.2
不明・無回答	0	0.0
	74	100.0

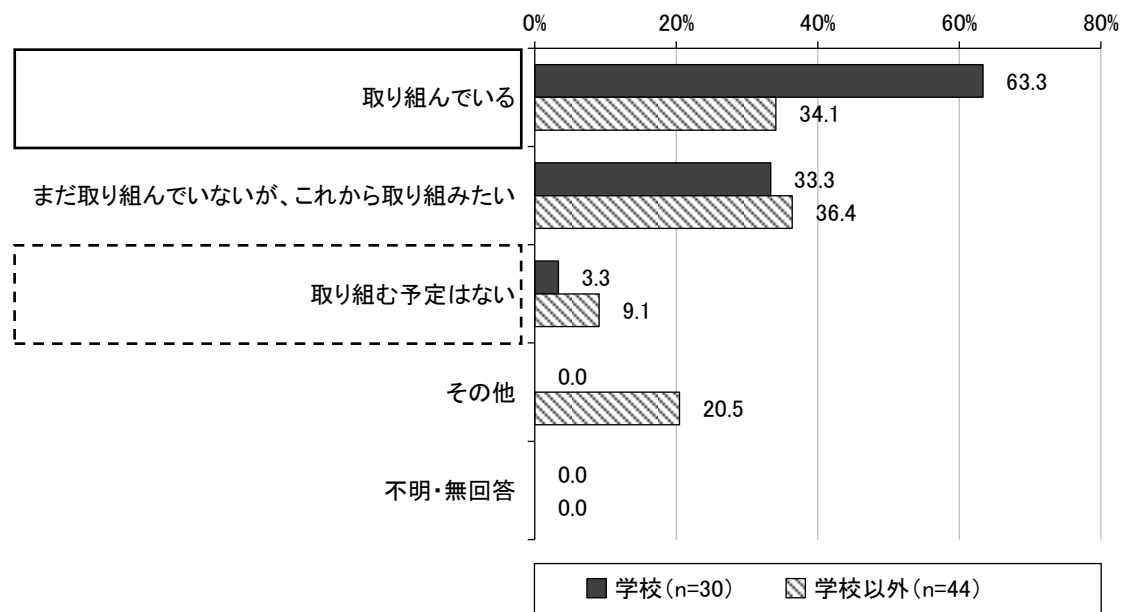
「その他」の詳細

- ・乳幼児も自分の意見を持ち、自ら尊重し、それを表現できるようになるのだと思う。そのような気持ちでこどもに接している。
- ・特別に取り組んでいないが、意識して保育に携わっている。
- ・可能な範囲でこどもたちの希望に沿ったメニューに変更している。

学校と学校以外の比較：こどもの意見表明権と関係する取り組みの実施状況

問8の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では「取り組んでいる」が63.3%、「学校以外」では「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が36.4%と高くなりました。

一方で、「取り組む予定はない」との回答もみられ、「学校」で3.3%、「学校以外」で9.1%となっています。



(10)で「取り組んでいる」または「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」を選択された団体

(11) 取り組んでいる内容について（自由回答）

〔問8 貴施設・団体では、こどもの意見表明権と関係するような取り組みをされていますか？ありましたら、その内容についてお聞かせください。〕

こどもの意見表明権と関係するような取り組み内容について、[学校]では13件、[学校以外]では14件の詳細回答を得ました。[学校]では、目安箱の設置や、アンケートの実施、児童会・生徒会活動等を通して児童・生徒の意見を取り入れているといった取り組みがあげられました。[学校以外]では、意見箱の設置、こどもの反応をもとに対応を行う、研修、中には「こどもの意見表明等支援委員会」という専門委員会を団体内に設置している事例などがあげられました。

また、意見の収集の仕方として、こどもから直接聴取するものから、直接意見を言いにくい等の場合は、目安箱（意見箱）の設置、アドボケイトの活用など、様々な方法で実施されています。こどもの希望するかたちで意見を伝えられる方法が必要であり、意見を受け取るだけでなく意見に対する返答も重要といった回答がみられました。

内容	
学校	13
・児童生徒会活動。 ・目安箱の設置や、生徒会で校則について考えたりすること。 ・自分の思いや考えを文章化し、クラス（全員）、学年（クラスの代表）、全校（学年の代表）で発表する取り組みを年に1回行なっている。 ・児童会活動、委員会活動、特別活動での話し合いなどこどもたちが自分たちのことについて話し合いを行う時間があります。 ・校内のルールを児童会やこどもの意見を吸い上げて、検討し変えて行っている。 ・社会科の学習を通じて、社会づくりに参画するような活動を行っている。 ・制服のデザイン変更等に生徒の意見を取り入れている。 ・クラスミーティング。 ・生徒会と校長、教頭の面談を学期に1～2回行っている。 ・アンケートの実施、自分の思いや考えを文章化。 ・子どもの権利条約のアンケートをきっかけに、6年生が大事にしたいこどもの権利について話し合いを行った。 ・こどもサミット。 ・児童会所属の児童を中心に学校のルールについての話し合いを行い、職員会議で議題として挙げ、検討する。（ルール改正に至ったこともあり）	
学校以外	14
◆こども関係施設（7件）	
・アドボケイトに来ていただいている。意見箱を設置し、意見の返答を行うようにしている。自治会を月1回実施している。 ・こどもの発信をもとに対応を考慮している。自由に意見できる場を提供している。 ・放課後の過ごし方について、こどもたちから遊ぶ時間を増やしてほしいとの意見が出たので、保護者会にかけて宿題をしないで遊ぶ日を増やした。夏休み中の過ごし方については、こどもたちの意見を聞き自主性を重んじ実施している。	

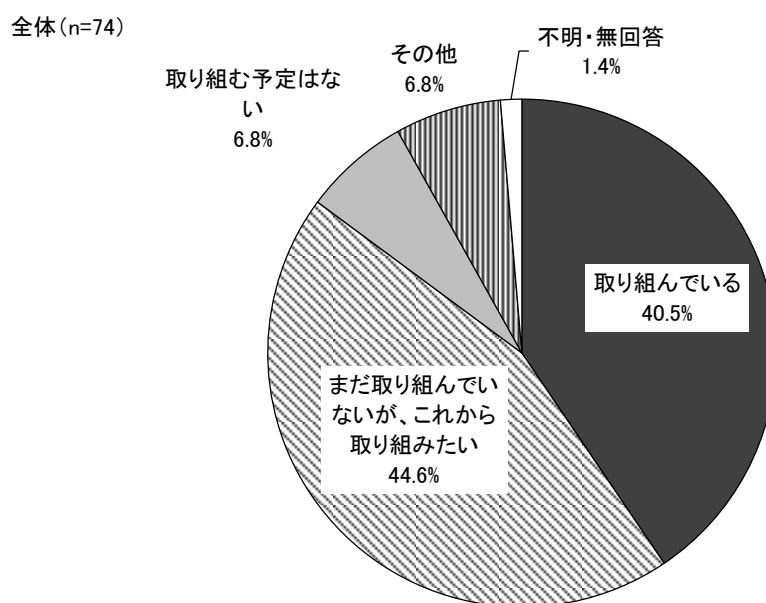
内容
- 定期的に年齢に考慮したグループで話し合う機会を設け、快適な暮らしとなるための意見を聞き取り、生活に反映できるようにしている。 - こどもに「意見表明権」を有していることを伝え、「こどもの意見表明等支援委員会」の存在を周知し、冊子もこども自身が所持している。 2ヶ月に1回こどもの意見を聞き取り、その返答を必ずするようにしている。また、日々の打合せ会議においてこどもの意見を職員に周知、早期に議論できる体制を整えている。
幼児期においても、自分の思いを伝えることはとても大切で、言葉だけでなくアイコンタクトやジェスチャー等で表すことができるようにしている。「伝わった」「気づいてくれた」など共感することで、成功体験を重ねており、遊びや給食の場面で、「どっちにする?」「どれからにする?」など提示して、自分が選んで実行できるようにしている。また「いや」「しない」と自分の意思も伝える事が出来るようにし、その場合どうしたいのか、どうするのか一緒に考えている。
今年度は入所児童へのアンケート及び結果を本人たちへフィードバックを実施し、意思や意見の表明の機会を確保している。また、意思決定支援会議や個別支援会議に入所児童も参加している。生活ユニット毎に利用者会議を行い、施設運営に利用児童の意見を取り入れている。
- 障がい児の意思決定支援にかかる研修を予定している。 - 障がい特性及び領域ごとの発達を把握し、個別にコミュニケーションの受容（視覚支援に基づくスケジュールの提示等）及び自発の手段（絵カード交換コミュニケーションシステム等の導入）を工夫している。
◆こども関係団体（4件）
電話やオンラインチャットで出会ったこどもたちに、必要と感じた場合は意見表明権があることを伝えている。
こども達が関わる全てのイベントや行いに関してこども自身が会議をしたりし、意見、意志を表明している。
こども自身が抱えるしんどさなど本音を語れる場であることを願う。
イベントの内容などについてこどもの意見を取り入れる。
◆こども関係機関（学校を除く）（2件）
朝の会、終わりの会の時に自由に今日の出来事などを発表する機会を作っている。
- こどもの意見聴取【一時保護開始時、解除、施設入所中等】 - 一時保護中のアドボケイト事業。 - 入所児童に対して、こどもの権利擁護機関に対し、意見を表明することのできることの説明を行う。 - 一時保護所における意見箱の設置。
◆相談関係者（1件）
こどもが困った時に助けを求めることが出来ることを目指して、「SOSの出し方に関する授業」を児童・生徒を対象に心理教育の一環として取り組むことを推進。

4 こどものセーフガーディング

(12)「こどものセーフガーディング」への取り組みについて（単数回答）

〔問9 貴施設・団体では、「こどものセーフガーディング」(たとえば、団体内における大人からこどもへの人権侵害の予防・対応策として、ガイドラインの策定、相談・連絡先の指定とこどもたちへの伝達、ボランティアスタッフへの研修・注意喚起等)について取り組んでいますか？(あてはまるもの1つを選択)〕

施設・団体のセーフガーディングへの取り組みについては、「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が44.6%と最も多く、次いで、「取り組んでいる」が40.5%となっており、全体の85.1%がセーフガーディングへの取り組みについて前向きに考えています。



カテゴリ	件数	(全体)%
取り組んでいる	30	40.5
まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい	33	44.6
取り組む予定はない	5	6.8
その他	5	6.8
不明・無回答	1	1.4
全体	74	100.0

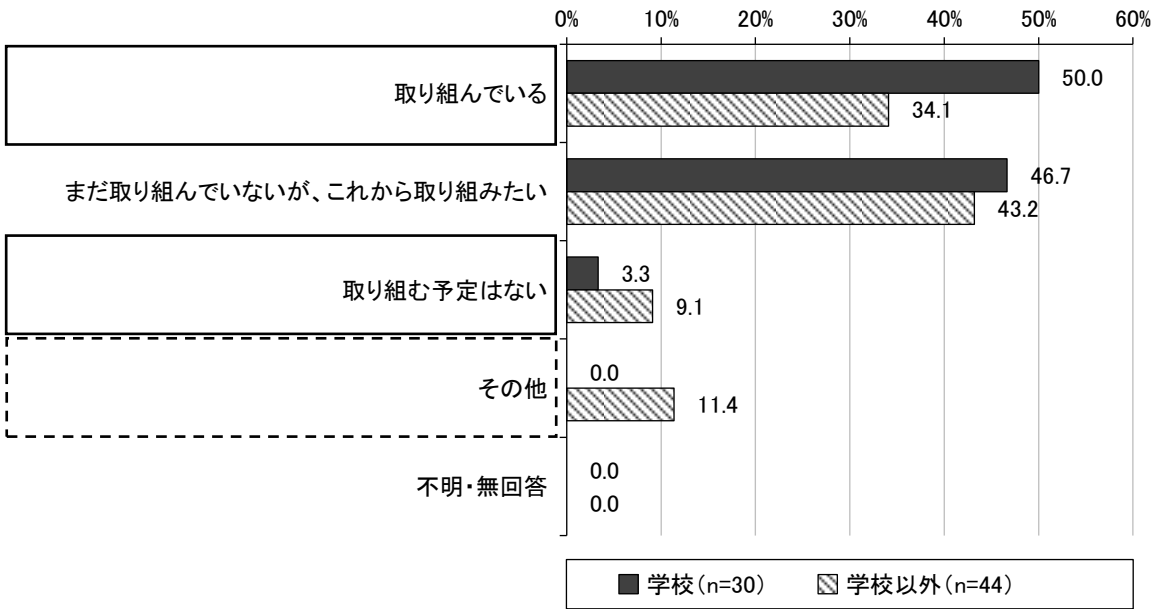
「その他」の詳細

- ・取り組んでいる部分と検討が必要な部分がある。

など

学校と学校以外の比較：「こどものセーフガーディング」への取り組みについて

問9の回答を「学校」と「学校以外」で分けた際、「学校」では「取り組んでいる」が50.0%、「学校以外」では「まだ取り組んでいないが、これから取り組みたい」が43.2%と高くなりました。また、「学校以外」では「学校」ではみられなかった「その他」が11.4%となっています。



5 富田林市への期待・意見

(13) 富田林市がこどもの権利に関する条例を制定するにあたっての期待（自由回答）

〔問 10 市が、こどもの権利に関する条例を制定し、こどもの参加を促進したり、こども施策の充実をはかったりすることに関して、期待することは何ですか？（自由記述）〕

富田林市がこどもの権利に関する条例を制定するにあたっての期待については、[学校] では 25 件、[学校以外] では 33 件の詳細回答を得ました。

[学校] では「安心・安全の確保」、「こどもの意識変化」、「居場所づくり」、「こどもの意見表明」、「行政施策の充実」などがあげられました。

[学校以外] では、こうしたことに加え、「大人の意識変化」、「周知啓発」があげられました。大人が意識を変化させることが、こどもにも影響を与えることがうかがえます。

内容	
学校	25
安心・安全の確保	
・安心・安全な学校生活がおくれること。	
・家庭の事情や虐待などで、厳しい生活を送っているこどもたちが、安心して生活し、進学できるようになること。	
・こどもの権利が守られ、こどもが当たり前の権利をしっかりと理解し意識しながら成長することで、自分を大切にでき、周りの人を幸せにできるこどもを増やす。	
・こどもが安心して守られること。	
・こどもたちに対して、たくさんの大人や組織の目が行き届くようになること。	
・多くの大人の目でこどもを守り、こどものより良い発達のために、日ごろから気にしていただくことを期待する。	
・こどもたちの思いや実状を大人たち（教職員も）が知り、こどもたちとの関わりに生かすことができるようになることを期待する。それにより、こどもたちがみんなのことを考えて出す、アイデアや発言が尊重され、「自分たちの意見が聞いてもらえる」「こんなアイデアでみんなを笑顔にしてみよう」といった積極性を持てるようになれば嬉しい。こどもたちが考え、成果を出せることにより、この富田林に住むこどもたちの自己肯定感、自己有用感がさらに高まっていくことを望む。	
こどもの意識変化	
・こどもも職員も保護者も人権に関する意識向上。こどもが将来への希望を持って生きること。	
・こどもたちが、より積極的に学校生活や家庭生活で活躍できることを期待する。	
・自分のこと、そして、友達・仲間のことをについて、しっかり考えることができるこどもたちに成長してくれること。そして、自分たちがより良い生活を送るためには、どのようなことに気をつけて、どうすれば良いのかをしっかりと自分ごととして考え、行動していけるようになってほしいと思う。	
・こどもたちの自己肯定感の向上。	
居場所づくり	
・こどもたちが安心して過ごせる環境。	
・こどもの居場所づくり。	
・全てのこどもが安全で安心できる居場所を大人がつくることを明記してほしい。とくに家庭がこどもにとってその場所になるべきことを踏まえた書きぶりや施策を盛り込むこ	

内容	
とを望む。マイノリティ（虐待・貧困・障がい・ヤングケアラーなど）のこどもにもしっかりと焦点を当てたものとしてほしい。	
こどもの主体性	
こどもたちの思いや実状を大人たち（教職員も）が知り、こどもたちとの関わりに生かすことができるようになることを期待する。こどもたちが考え、成果を出せることにより、この富田林に住むこどもたちの自己肯定感、自己有用感がさらに高まっていくことを望む。	
本校の課題でもある「こどもの主体性・こどもの積極性の向上」という面でも、条例の制定並びにこども施策の充実がきっかけの１つとなり、本校の課題解決や軽減になるように期待したい。	
「自分たちの意見が実際に反映されて実現する」という主体性の育成。	
行政施策の充実	
支援の必要なこどもや家庭に対する行政からの手厚い支援。	
教育施設や教育資金の充実。	
こどもの権利についての理解が進み、こどもを中心とした施策が展開されること。	
こどもの意見表明	
市の活性化や環境整備など施策立案について、こどもも一市民として自らの考えを発信できる場、こどもの意見を反映する場を設ける。その際に年齢制限を行わない。発達段階に応じて、おとなが丁寧に説明し、意見を収集する。	
こどもの意識変化。こどもが自分を大切な存在と感じられ、幸せになるために安心して自分の意見が言えるようになることを期待している。	
その他のコメント	
大変よい試みだと感謝しています。これからも、どうぞよろしくお願いいたします。	
参加することで「参加証」「認定証」のようなものを出していただく。	
など	
学校以外	33
◆こども関係施設（14件）	
大人の意識変化	
こどもの意見をきちんと受け止め、反映した条例が出来、それが広がり、こどもの意見を尊重できる世の中になることを期待する。そのためにはまわりの大人自身も自分を尊重できるような社会になることが大切だと思う。	
こどもがこどもらしく、自由にのびのび育つためになって欲しい。今のこどもたちはいろいろな経験が乏しいので豊かな環境を作り、大人は信頼できると思えるようになってほしい。	
国連から権利擁護に対して日本が遅々として進まない現状に関し、形だけの条例だけではなく、どのように向き合っていくかを職員へ伝えるような取り組みに期待をしたい。こどもの参加の促進や施策の充実においても、職員が理解をしていなければ絵にかいた餅になるため、できるだけそのような機会や研修等を設定してもらいたい。	
障がい福祉の分野では、比較的、意識されているよう（浸透とまでは言えないと感じる）に思うが、一般社会ではまだまだ継続した取り組み、啓発等が重要かと思う。特に、保護者自身が意外とこどもの権利について、意識が充分でないと感じる場面がある。	
安心・安全の確保	
地域のこどもたちや保護者が子育てで悩んだりするときに迅速に対応し、こどもたちを安心・安全に保護できるように休日も対応できるようなシステムが必要だと思う。ま	

内容
た、ショートステイの整備と拡充も保護者の精神的安定をはかり、こどもたちの安全を確保するためにも必要だと考えている。
・こどもがSOSを発信できるようわかりやすく提示していく。 ・保育所、幼稚園、学校においてこどもの権利について学ぶ機会を設ける。学校ではさまざまな権利侵害について話し合い学ぶ機会が必要である。それには保育所、幼稚園、学校の職員が、一番こどもの見えないSOSをキャッチする役割があることを意識していただきたい。
・こどもが安心・安全に過ごすためには、権利侵害にあったとき、どのような救済があるのかが大きなポイントだと考える。権利侵害に対して、川西市にあるこどもオンブズパーソンのように是正勧告というアクションが起こしてもらえるのか。こういった支援の仕組みがあれば「守ってくれる」という安心感に繋がると思う。
こどもの意見表明
・大人たちだけが話しあうのではなくこどもたちにも意見を聞いてほしい。小学校でもきちんとした意見を持っている子もいるから条例を制定するにあたりこどもの視点に立って作成してほしい。
居場所づくり
・こどもが安心して過ごせる居場所の提供の増大。
サポートの充実
・障がいがあるこどもたちも参加しやすい施策をお願いします。 ・障がいがあるこどもがいる家庭のサポートの充実を期待します。
その他のコメント
・こどもの為に、市が動いてくれるのが心強いです。
・「子育て世代から選ばれる魅力あるまち・富田林」の実現に繋がる＝本市のこども・子育て世代が、今おかれているそれぞれの状況・環境にかかわらず、将来にわたって幸せに暮らせるよう支えていける体制が構築されること。
・発達のサポートが必要なこどもたちも、日常生活を豊かに過ごせることを願っています。
・誰もが条例を理解し、地域の中でこども達が「自分のことを大切に思ってくれる人がたくさんいる」「困っているときに気づいてくれる」「助けてくれる」「自分の思いを伝えていいんだ」と思える社会になれば素敵だと思います。
◆こども関係団体（11件）
こどもの意見表明
・こどもの参加や意見を聞き取る際には、人前で意見をしっかり言えるこどもばかりではなく、虐待や障がい、ひとり親、外国人、貧困、引きこもりや不登校等で、本当にしんどさを抱えているこどもや気になるこども達の意見も吸い上げられるように、学校やこども食堂、国際交流協会や関係機関とも連携していただきたい。
・一部の、恵まれた環境に置かれたこどもだけに意見を聞くのではなく、様々な環境のこども達、障がいを持つこども達の意見を、様々な手段、方法で聞くことが必要。
・こども自身が自らの権利について意識を持てるように働きかける。
大人の意識変化
・大人たちがそのことを理解し、こどもとどのように接するべきかを正しく学ぶ場・機会が必要ではないかと思う。こどもが意見を述べることを「わがままだ」と否定する大人がいなくなるように。
・おとなの意識が変化することと、こどもの権利に関することが規定、促進されることで、外国にルーツを持つこどもたちの権利を守る取り組みについてもより充実していくことを期待します。

内容
行政施策の充実
・学校関係でいうと、学区を撤廃してほしい。不登校のこどもも、新しい環境へ踏み出すチャンスを与えてほしい。 ・発達や知的に課題のあるこどもに対しての合理的配慮などによる学習保障。
こどもを取り巻く環境
・こども＝18 歳までというのではなく、こどもから大人になる段階も柔軟に支援ができるような体制づくりを望む。 ・こどもたちを見守り導く立場のおとな（親や先生に限らず、地域の各世代の指導者）の育成。良心や責任、目標の道標となる大人の存在（出会い）は大切。
周知啓発
・条例を制定することで、こどもたちはどんなことが出来るのか、どんなことに参加できるのか、具体的なイメージが湧かない。まず条例を市民に深く理解されるように啓蒙活動をする必要があると思う。
その他のコメント
・条例制定時だけではなく継続的に取り組んでいくこと。
◆こども関係機関（学校を除く）（3件）
大人の環境変化
・こどもの権利を守る為にも保護者のサポートの充実が必要だと思う。
こどもの意見表明
・こども自身が参加し関わることで、生まれた家や境遇に左右されず、将来の希望が持てるようになること。
周知啓発
・児童虐待に対する啓発や予防教育、及びこどもの人権に対する意識を高めていただくような施策を期待している。
◆相談関係者（5件）
相談場所
・こども自身が相談できる場所が明確に提示されること。
こどもの意識変化
・こども自身が「こどもの権利」についてこどもが参加できる形で学習し、知っていくことでこども自身が自分を大切に思えること、自身を大切にする意識が高まること、権利意識を持ったこどもが増えることで権利侵害の状態がすぐに認識されるようになることを期待する。
理解促進の場の提供
・こどもたちが「子どもの権利条約」について知り、学べる場が設けられること。
周知啓発
・市民への啓発。
その他のコメント
・健やかなこどもの成長。

(14)「(仮称)富田林市こどもの権利条例」全般についてのご意見(自由回答)

〔問 11 「(仮称)富田林市こどもの権利条例」全般についてのご意見をご記入ください。(自由記述)〕

「(仮称)富田林市こどもの権利条例」全般についての意見を、下表のとおり条例の認知度および理解向上を求めることとして「こどもの権利に関する理念の普及啓発」、こどもが置かれている状況を把握し、条例をこどもへの支援策につなげてほしいこととして「具体的な取組の充実」、こどもたちの気持ちや意見の反映を期待することとして「こどもの意見への対応」、条例の運用方法の提案として「相談・救済機関への期待」、条例に対して望むことや期待することとして「条例への一般的な期待」、「その他のコメント(懸念を含む)」に分けて整理しました。

内容
こどもの権利に関する理念の普及啓発(9件)
- こどもの思いや考えを理解するために、教職員も日々、こどもたちと共に学び育っていく必要があると感じる。そのためにも権利条例制定までにおいて、教職員もこどもも学ぶことのできる場や機会を設けることが、こども理解につながるのではないかなと思う。 - この機会に改めて大人もこども自身も、「子どもの権利条約」をしっかりと知ったり、目にする機会を増やしたりして、理解できるように工夫していったほしい。豊かで守られた富田林のこどもたちの成長を期待している。 - 運用についてより多くの方の理解、認識が必要だと思う。 - こどもの権利といっても幅は大きく最初からすべてを網羅するのは大変かなと思う。しかし当然の権利である「学び」や「居場所」などピンポイントで入りやすい所からでも良いと思う。 - こどもの権利条例を制定したのち、こどもたちに周知徹底してほしい。 - 広く啓発できればと思う。 - 市民全体で楽しく学べるような機会がもっとあるといいと思う。 - こどもも一人の人間であり、体が小さく知恵や経験が未熟であっても、大人から対等に向き合い、耳を傾けてもらう存在であることをしっかりと市民一人一人が認識できるような内容であってほしいと思う。こどもはしつけられるべき、教えられるべき、育てられるべき受身な存在ではなく、大人自身が育てられ教えられていることを旨としたい。 「富田林市こどもの権利条例」を制定するだけではこどもの権利が保証されたとは言えないと思います。広くどの年代の方にも周知し浸透させることができるか。広報だけでは読む方も読まない方もいると思うので、こどもを持たない世代にもどのように周知できるのか、市をあげて子育てするなら富田林を具体化させていくことにつながればと思います。
具体的な取組の充実(10件)
- 不登校対策について対策を強化してほしい。 - こどもが貧困を感じない生活ができるようにしてほしい。 - 条例の理念を支援の必要なこどもや家庭に対する行政からの支援につなげてほしい。 - 虐待防止は当然だが、いじめ・不登校などへのサポート体制を充実させて欲しい。 - 啓発だけでなく、直接支援としてしっかりと困っているこどもたちをサポートしていただけるようにしていただきたい。 - 潜在化しているケースなどが見つかれば必要な支援につながればいい。 - こども権利条例を制定する場合には、具体的な内容を示していただきたい。権利擁護や尊重は言葉では理解が出来ていても、現場の職員については悩ましい問題である。職員の全般は理解をしているが、権利条例については丁寧な説明をお願いしたい。

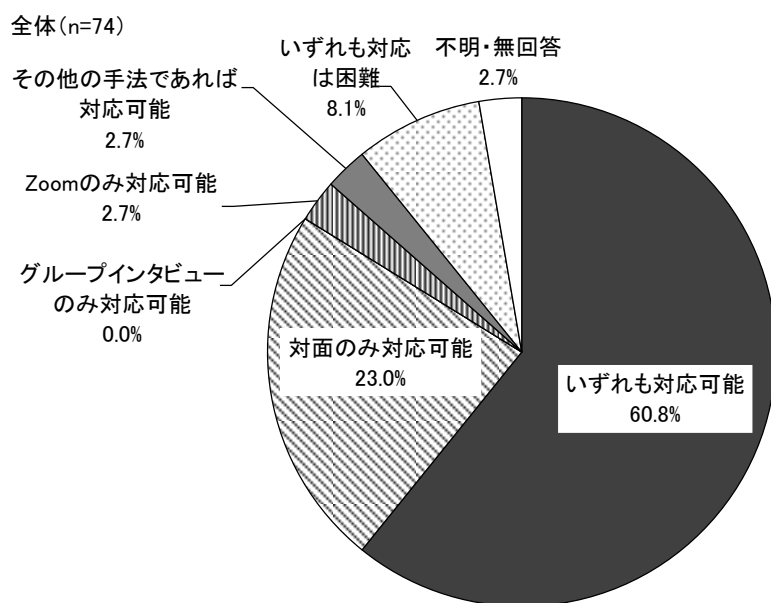
内容
・形骸化することなく、こどもの参加を具体的施策の中心において取り組んでいたただけならと思うのと、こどもに関わる関連組織の連携が具体的に進むことを望む。
・現在困っている（食・勉強・友人・親子関係など）こどもの実態を把握して、手を差し伸べることが急務ではないでしょうか。その上で、こどもが言える場・参加できる場・そして大人が聞ける場の具体策が出てくると思います。
・こどもを取り巻くハード面の環境、こどもたちに関わる機関で働く職員の労働環境の整備がこどもたちにも直接反映される事につながると思う。
こどもの意見への対応（6件）
・市の活性化や環境整備など施策立案について、こどもも一市民として自らの考えを発信できる場、こどもの意見を反映する場を設ける。その際に年齢制限を行わない。発達段階に応じて、おとなが丁寧に説明し、意見を収集する。
・当事者であるこどもたちが権利について考え、安心して意見が述べられる場をつくっていただいている。こどもたちの意見を反映させていただきたいと思う。
・おとな主導ではなく、こども主体でこどもの声や意見が聴かれ、こどもの権利が守られ、こどもに分かりやすく、こどもが使えるような条例になるように願っている。
・富田林市のこども達の意見と現状、さまざまなニーズをしっかりとふまえた条例を希望する。
・こどもの意見をどの程度、どのように聴き、反映するのか、出来るのか。こどもの意見を聴いたとき、受け止める大人をどう育成するのか。仮にこどもの意見をきちんと聴き、尊重し、行動できる大人を育成できたとして、必要な時に必要なだけの人員、機会など確保できるのか。疑問です。
・条例に対するこどもたちの反応を、直接受け止めることが多いと予想される教育現場において、その対応自体も条例に則したものとなることを願う。
相談・救済機関への期待（4件）
・条例を作るだけでなく、それをいかに実現していくかが重要。こどもオンブズ等の継続的な組織作りを、肩書だけの人間だけでなく、現場を知り、地域を知る人間を集め、常に改善し続ける姿勢をもって運用していくことが重要。
・条例ができることに加え、施行される条例がきちんと守られるために、何に取り組んでいくのかを検討していく必要があると考える。 ・条例ができて終わりにならないように条例活用のモニタリングの機会をもつ必要があると考える。 ・条例の制定がゴールではなく、スタートだという認識のもと、制定後のこどもたちの声や反応をどのように受け止め、こどもたちに返していくか、大事に考えたい。
・今回条例で規定されるこどもの諸権利が将来にわたって保護され促進されていくように継続的にフォローアップしていく機関の設置が必要だと考える。（こどもの権利委員会、こども会議など）
・こどもの権利が侵害された時、その侵害を是正し権利を回復するための効果的な救済措置や機関の設置が条例の中に規定されるべきだと考える。（こどもの権利擁護委員、こどもの権利オンブズパーソンなど） ・こどもの権利規定の中では、「自由に意見を言え、聴かれ、その意見が正当に重視される権利」と「自己の最善の利益を第一次的に考慮されるこどもの権利」が特に重要ではないかと思う。
条例への一般的な期待（5件）
・こどもたちにとって、よりよく生きていき、それぞれが活躍できるように役立ってほしいと思います。
・富田林市の「こどもの権利条例」がこどもを真ん中に据えた社会をつくるための第一歩として、どのようなものになるのか期待をしています。

内容
• この様々な想いが乗った条例が制定され施行されることで、富田林市に住むこども達の最善の利益に繋がることを期待しています。
• こどもに対してだけでなく、それを取り巻く家庭、学校、地域社会の環境も変えてほしい。そのための継続的な地道な取り組みを期待する。
• 地域の独自性ができればいいと思う。
その他のコメント（懸念を含む）（7件）
• 条例制定については、どれだけ本市のこども・子育て世帯の意見や置かれている状況・環境に応じたものにできるかが重要と考えますが、意見の収集、収集した様々な意見をどこまで条例の内容に反映させるか等、条例制定に向けての取組では、多くの課題があると考えます。
• 権利が守られる大前提に「戦争のない平和な社会」があることを意識したい。
• 学校としては、権利は自分のためなら何でも OK ではなく、他の人の権利を侵害してはならない、など権利があれば義務もあるということにも留意した条例としてほしい。
• 子どもの権利条約に追加しての「富田林市こどもの権利条例」を作成しようとしているが、どんなことを期待しているのかがわからない。富田林バージョンはどのような役割をすることができるのかが見えない。
• 「権利」だけではなく、「義務」もあることを同時に学ぶ機会があれば、より深い学びになると考えている。
など

(15) ヒアリング調査の可否（単数回答）

〔問 12 最後に、アンケートにご協力いただきました関係団体等の方に、アンケートの内容をもとに、今後追加で市の担当によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。調査にご協力いただくことはできますか。手法としては対面でのヒアリングまたはグループインタビュー、Zoom などを活用した調査を予定しています。（あてはまるもの1つを選択）

ヒアリング調査の可否については、いずれも対応可能が 60.8%、対面のみ対応可能が 23.0%、いずれも困難が 8.1%となりました。これまで調査したアンケートとこの回答結果を踏まえ、関係団体等ヒアリング調査を実施しました。



カテゴリ	件数	(全体)%
いずれも対応可能	45	60.8
対面のみ対応可能	17	23.0
グループインタビューのみ対応可能	0	0.0
Zoomのみ対応可能	2	2.7
その他の手法であれば対応可能	2	2.7
いずれも対応は困難	6	8.1
不明・無回答	2	2.7
全体	74	100

IV 調査票

富田林市こどもの権利条例制定に向けた 関係団体等アンケート調査 ご協力のお願い

皆様には、日頃より市政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

富田林市では、市全体でこどもの権利を理解・尊重し、こどもの最善の利益を図りながら、こども一人ひとりの成長を促進する社会の実現に向けて、「富田林市こどもの権利に関する条例」の制定を検討しています。

条例制定にあたっては、こどもや大人、関係団体等の皆様の声を幅広くお聴きし反映することが重要であることから、こども・大人・関係団体等に対してアンケートを実施することとしております。

皆様におかれましては、平素よりこどもたちの近くにいて活動されていることから、こどもたちの現状や、日々感じておられる課題についてお聴きし、条例制定の基礎資料とさせていただきます。お忙しいところ大変恐縮ですが、アンケート調査へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年10月 富田林市

◇ご記入にあたってのお願い

- このアンケートは、個人ではなく貴施設・団体としてのご意見を伺うものです。貴施設・団体の代表・長の方など、活動全般を管理・把握されている方に回答をお願いします。
- それぞれの設問について、個人を特定できない範囲でできるだけ具体的にご回答ください。
- 回答にあたっては、貴施設・団体が日頃、主として活動の対象としている年齢のこどもやその保護者のことについてご記入ください。
- 「こども」の記載について、子どもの権利条約では、「子ども」と表記していますが、こども基本法では「こども」で表記されています。今回の調査では「こども」で表記させていただきます。
- アンケートにご協力いただきました関係団体等の方に、今後、追加で市の担当によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。
- アンケートは**10月21日（月）まで**にご回答ください。

■この調査は Web で回答できます。

【WEB の場合】右にある二次元コードまたは下記の URL から専用のページにアクセスしてください。

<https://logoform.jp/form/SMkm/730094>

【メールの場合】Word ファイルに直接入力の上、下記の問い合わせ先へメールでご提出ください。



◇調査に関するお問い合わせ先

富田林市 こども未来部 こども政策課 政策係

TEL：0721-25-1000（内線 291）/FAX：0721-24-8976

mail：k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

はじめに、貴施設・団体について教えてください。

施設・団体名			
記入者氏名		役職（経験年数）	
活動・事業の主な内容			
問い合わせ先	住所： 電話： mail：		

1 こどもの状況について

問1 貴施設・団体のこどもについて、日頃の活動を通じて、こどもの状況で何か気になっていることがあれば教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

☐ 1 家族との関係性について	☐ 7 貧困について
☐ 2 虐待について	☐ 8 障がいのあるこどもについて
☐ 3 学校での生活について	☐ 9 外国につながるこどもについて
☐ 4 ひきこもりや不登校について	☐ 10 こどもへの性暴力・性犯罪について
☐ 5 居場所について	☐ 11 その他（ ）
☐ 6 ヤングケアラーについて	☐ 12 特に気になることはない

（自由記載欄）上記で回答した選択肢について、具体例や問題とを感じる点などについて記入してください。

問1の番号	内容

※気になる点が多い場合は欄を増やして、ご記入ください。

2 こどもに対する支援の状況・課題について

問2 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

問3 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。

問4 他施設・団体や市（教育や福祉等）との連携・交流において、どのような課題がありますか。また、連携・交流したいと考えている機関などがありますか。

3 こどもの権利について

問5 貴施設・団体では普段こどもと関わったり、支援したりするときに、「こどもの権利」を意識していますか。(あてはまるもの1つにチェック)

- 1. 意識している（問6へ）
□2. 少し意識している（問6へ）
□3. あまり意識していない（問7へ）
□4. 意識していない（問7へ）

問6 貴施設・団体が運営にあたり意識している「こどもの権利」を教えてください。
(あてはまるものすべてにチェック)

- ☐ 1. どんな理由でも差別されないこと（差別の禁止）
- ☐ 2. 悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと（いじめを含む暴力や差別の禁止）
- ☐ 3. 命が守られ、成長できること（生存・発達の権利）
- ☐ 4. こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること（こどもの最善の利益の追求）
- ☐ 5. 自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること（こどもの意見の尊重）
- ☐ 6. たたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと（暴力からの保護）
- ☐ 7. 心や体が十分に成長する教育を受けること（教育を受ける権利）
- ☐ 8. 休んだり、遊んだりすること（休む・遊ぶ権利）
- ☐ 9. 自由に考え、思い、選ぶこと（思想・良心の自由）
- ☐ 10. 多くの家事をさせられたり、体についていやなことをされたりするなど、人から利用されないこと（あらゆる搾取からの保護）
- ☐ 11. こどもの権利について学べること（こどもの権利を知る権利）
- ☐ 12. その他
()
- ☐ 13. 特になし

問7 貴施設・団体では、こどもの権利に関する研修等の取り組みを実施していますか。実施している場合は、内容・対象・頻度・課題について教えてください。
(あてはまるもの1つにチェック)

- ☐ 1. 取り組んでいる
 ☐ 3. 取り組む予定はない
- ☐ 2. まだ取り組んでいないが、これから
 ☐ 4. その他
- 取り組みたい

問8 貴施設・団体では、こどもの意見表明権※と関係するような取り組みをされていますか？ありましたら、その内容についてお聞かせください。（あてはまるもの1つにチェック）

※こどもの意見表明権…こどもは自分に関することについて、自由に意見を表明することができ、おとなはそれを尊重することが求められるという考えです。こども基本法の基本理念の1つであり、国や自治体がこども施策の策定・実施・評価する際、こどもの意見を反映させることが義務づけられています。

- ☐ 1. 取り組んでいる
- ☐ 3. 取り組む予定はない
- ☐ 2. まだ取り組んでいないが、これから
- ☐ 4. その他
- 取り組みたい

問9 貴施設・団体では、「こどものセーフガーディング」（たとえば、団体内における大人からこどもへの人権侵害の予防・対応策として、ガイドラインの策定、相談・連絡先の指定とこどもたちへの伝達、ボランティアスタッフへの研修・注意喚起等）について取り組んでいますか？（あてはまるもの1つにチェック）

- ☐ 1. 取り組んでいる
- ☐ 3. 取り組む予定はない
- ☐ 2. まだ取り組んでいないが、これから
- ☐ 4. その他
- 取り組みたい

問 10 市が、こどもの権利に関する条例を制定し、こどもの参加を促進したり、こども施策の充実をはかったりすることに関して、期待することは何ですか？（自由記述）

問 11 「（仮称）富田林市こどもの権利条例」全般についてのご意見をご記入ください。（自由記述）

問 12 最後に、アンケートにご協力いただきました関係団体等の方に、アンケートの内容をもとに、今後追加で市の担当によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。調査にご協力いただくことはできますか。手法としては対面でのヒアリングまたはグループインタビュー、Zoom などを活用した調査を予定しています。

なお、貴施設・団体にヒアリング調査を実施する場合、改めて本市よりご連絡させていただきます。（あてはまるもの1つにチェック）

-
- | | |
|--|---|
| ☐ 1. いずれも対応可能 | ☐ 4. Zoom のみ対応可能 |
| ☐ 2. 対面のみ対応可能 | ☐ 5. その他の手法であれば対応可能
() |
| ☐ 3. グループインタビューのみ対応可能 | ☐ 6. いずれも対応は困難 |

調査は以上で終了です。

富田林市
こどもの権利にかかる
関係団体等アンケート調査
結果報告書

発行：富田林市こども未来部こども政策課
富田林市常盤町1番1号 市役所4階
TEL:0721-25-1000(内線291)
FAX:0721-24-8976

発行年月：令和7年3月